

国立銀行制度の成立と府県為替方

岩崎 宏之

はじめに

- 一 明治初年における銀行構想の形成
- 二 新貨条例と三井金券銀行構想
- 三 伊藤・吉田論争について
- 四 国立銀行条例の編成と府県為替方
- 五 府県為替方の成立

はじめに

明治国家の中央集権体制確立のうえで、廃藩置県はきわめて重要な画期をなしている。これによって政治的集中をいちじるしく強めた明治政府は、以後政治、経済の多面にわたる制度改革をおしすすめた。金融機構の整備もそのひとつである。小論は廃藩置県後の経済制度の諸改革のなかで重要な位置をしめる国立銀行制度の創設をめぐって若干の考察をおこなうものである。

周知のように国立銀行条例の制定は、商業の進歩による資本融通の不便に対処し、政府発行の不換紙幣を消却処分することを目的としたとされている。⁽¹⁾しかし、これが地租金納制への移行を前提とする統一的財政機関の樹立と、きわめ

て密接な関連のもとでおこなわれていることを見逃してはなるまい。

明治政府は、廃藩置県を実現したことによって全国的租税徴収権を掌握した。これは国家財政の統一を可能ならしめたが、これにともなうて国庫金出納機構にも大はばな改変が加えられている。

すなわち、維新以来明治政府の財政機関の一端を担っていた為替方が廃止され、大蔵省の官金出納業務は三井小野組合銀行を経て第一国立銀行に移された。そしてこれとほぼ並行して、府県で徴収された租税金の中央への送納を円滑ならしめることを目的として府県為替方が設けられている。府県為替方を通じて中央に集められた租税金は、第一国立銀行によって一括して大蔵省に納付されることになった。いわば全国的租税徴収権の明治政府への集中に照応して、全国各府県に府県為替方を配置し、その頂点に第一国立銀行を据えた国庫金出納の機構が生み出されたのである。ここでの第一国立銀行は、国庫金出納の中央銀行的性格を与えられている。そして、このような末端に至るまでの財政機構の整備は、地租金納制に移行するための欠くべからざる条件であったといえよう。

もとより第一国立銀行のこの機能を、創始期の国立銀行のすべてに共通するものとみるにはなお問題が残る。しかし、創設期の第一国立銀行にこのような性格が与えられていたことは、国立銀行条例の制定自体が国庫金出納問題と不可分の関係にあったことをしめしている。井上財政期における国立銀行の創設、なかんずく第一国立銀行設立の意義は、この観点から検討される必要がある。

ところで国立銀行制度の創設を財政的視角からとらえようとする場合、府県為替方設置との関係に注目しなければならぬ。後に詳しく述べるが、国立銀行条例草案編成の過程において、当初は府県為替方の業務が国立銀行の機能の一つとして構想されていたのである。すなわち、国立銀行が設立されれば、府県為替方の業務は大蔵省の為替方と同様、国立銀行に吸収されてこれが取扱うべきものと考えられていたのである。しかし、現実に国立銀行が成立した後におい

ても、府県為替方は国立銀行とは別個の機構として存続していたばかりでなく、第一国立銀行との密接な関連のもとで先に述べたごとき機能をはたしていた。したがって国立銀行制度の構想が具体化する過程で、なぜ府県為替方が分離して制度的に定着するにいたったかの意味が、あらためて問われなければならないまい。なぜなら、この分離の過程に国立銀行制度創設の課題と、それを実現するにあたってのさまざまな矛盾が表現されているからである。

府県為替方が、三井、小野などの前期的特権商人にとって重要な蓄積基盤となっていたことは、すでに多くの先学によって指摘されてきた。⁽²⁾ 筆者も、前稿において大久保政権下における政商資本保護政策の形成について論じ、それとの有機的連関においてなされた三井の政商資本としての確立の上で、府県為替方がきわめて重要な意義を有するものであったことを指摘した。⁽³⁾ 三井が府県為替方を蓄積基盤として確保し得たのも、国立銀行制度が創設される過程で、これが第一国立銀行から分離された結果にほかならないのである。

いうまでもなく、府県為替方は明治政府の権力機構の一部を構成する。しかし、これがどのように機能し、また前期的特権商人にとっていかにして蓄積基盤となりえたか、については必ずしも明らかにされていない。本稿はこの問題の解明を企図しつつ、まず国立銀行制度の創設を府県為替方設置との関連で考察するものである。

- (1) 「貨政考要」(『明治前期財政経済史料集成』——以下「集成」と略称する——第一卷所収) 四三〇ページ。
- (2) 長幸雄「日本における信用制度の成立前史」(『信用理論体系』Ⅲ所収)、『三井銀行八十年史』池田浩太郎「官金取扱政策と資本主義の成立」(『明治初期の財政金融政策』所収)、加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」(『地租改正の研究』下巻所収)、渋谷隆一「原蕃期農村における徴税請負の制度の性格」(『農業総合研究』第二二巻第四号)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(『日本経済史大系』5 近代上所収)、宮本又次「明治初期の為替方と小野組」(『バンキング』二一八—二二一号)、同「府県為替方としての小野組の米穀取引」(『大阪大学経済学』第一七巻第一号)などを参照。
- (3) 拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)。

一 明治初年における銀行構想の形成

府県為替方がはじめて設置された一八七二(明治五)年四月から五月にかけての時期は、国立銀行条例草案の編成がようやく最終的段階を迎えていた。草案の編成は、主として渋沢栄一、芳川顕正らによってすすめられていたが、六月一七日には正院へ上呈されている。そして国立銀行条例は八月五日付で正院の裁可を得、十一月一五日太政官布告第三四九号をもって公布された。

ところで、この国立銀行条例が編成される以前において、創設されるべき銀行制度の構想をめぐって論争がおこなわれたことはよく知られている。すなわち、七〇年に渡米して米国の金融制度の調査にあたった伊藤博文が、同国のナショナル・バンク方式の採用を建議したの⁽¹⁾にたいして、吉田清成が英国のゴールド・バンク・システムを主張、両案をめぐって対立したが、結局井上馨の裁断によって国立銀行創設の方針が決した、⁽²⁾というのである。この論争の経過ならびにその背景にある諸問題にかんしては、田中生夫氏が詳しい検討を加えておられる。⁽³⁾

田中氏の研究は、このいわゆる明治四年の銀行論争が、どのような基本的対立点をめぐっておこなわれたか、を明らかにしたものであるが、そこでの論点を私なりに整理してみれば次のようである。

- 1 国立銀行条例制定をめぐる伊藤・吉田論争は、一八七一年に大蔵省開明派官僚の間でおこなわれた銀行論争の一部であり、その最終的局面にはかならない。
- 2 吉田案は七一年一月二日付で伊藤にあてた大隈・井上書簡⁽²⁾にみられる銀行構想を原型とし、「政府ノ會計」をはかることを中心に据えた正金兌換の中央銀行設立計画である。
- 3 これにたいして、伊藤は政府紙幣兌換の分散的発券銀行を設立して、「全国ノ民力ニ因テ進退スル」ことを考え

た。

4 新貨幣発行にともなう三井の銀行設立、ならびに正金兌換証券発行は、大隈・井上のバンク・オブ・ジャパン構想を具体化し、イングランド銀行的な中央発券銀行として恒久的構想のもとで推進されたものである。この稟議の決定は、七月二八日の大蔵省の人事移動と関連してなされた。

5 しかし、同年九月初め、三井金券銀行設立の認可にたいして伊藤から反対論が提起され、さらに吉田がこれに反批判を加えた。いわゆる伊藤・吉田論争は、この三井金券銀行をめぐる論争であった。

6 論争は、伊藤が加わっている岩倉遣欧米使節団の出發が近づいたこと、さらには留守内閣のもとで予想される西郷らの反撃にそなえようとする配慮から一〇月末から一一月初めにかけて井上によって妥協せしめられた。ここでは三井金券銀行の設立は中止となり、伊藤構想が紙幣兌換を正金兌換に改めて採用された。これは正金兌換原則の上で、国立銀行条例の目的の一つといわれる金融疏通が、政府銀行たる中央銀行を排除して生まれたことを意味している。

7 この結果政府財政は一そう窮乏し、七一年末から井上の手によって外債募集計画が進められる。

筆者は、この論文から多くの示唆をうけたが、なお若干の疑問を抱かざるをえない。詳しい検討は行論のうちでおこなうことにして、そのいくつかの問題点をはじめに指摘しよう。

たしかに、伊藤・吉田論争は、銀行論争の最終的局面であった。しかし、これをたんに三井金券銀行をめぐる対立であったとみるには問題がある。田中氏が明らかにされたように、いわゆる吉田案は、七一年一月の大隈・井上書簡にみられる銀行構想を原型とし、当時の財政問題を反映しながら具体化され、三井金券銀行設立案となったものである。しかし、この中央発券銀行構想の具体化は、むしろ伊藤が提起した銀行構想とは別個に、しかも必ずしも両者が対立的

存在としてではなく進められていたことに注意しなければならない。調べてみれば、この段階においては両者は二者択一の関係ではなかったのである。しかし、三井による正金兌換証券の発行は、伊藤の強硬な反論によって取止めとなるが、その後間もなく、大蔵省兌換証券の発行が為換座三井組に委託されている。またこの時伊藤は、政府の銀行としての中央銀行化を排除しようとしたとされているが、伊藤案にそって実現されたとされる国立銀行制度において、いわば否定されたはずの中央銀行的性格を創始期の第一国立銀行に認めることができるのである。

伊藤によって、政府の会計のみをはかるものと批判されながら、一貫してこの構想が大蔵省首脳部によっておし進められていたのはなぜであろうか。これらは、銀行論争がたんなる金融制度の整備を目的にするにとどまらず、明治政府の財政確立の課題とふかかくかわりあっていたことをしめしている。

また、田中氏は銀行論争の最終決定が岩倉大使一行出発の直前におこなわれたとされる。しかし、史料の示すところによれば大使一行の出発直後にこの決定がなされたことが考えられるのである。もとより出発前において原則的な了解に達していたと理解するにしても、この論争の最終的結着である「廟議決定」が大使一行の出発直後、留守政府においておこなわれたことの意味は重要であろう。岩倉大使一行の出発後、大蔵省における井上の勢力は強大となり、やがて正院——留守内閣との対立が醸成されるにいたった。³⁾この対立の主要な問題の一つに、各省の予算制度の樹立があった。いわば、井上財政の起点ともいふべきこの時期において、このような形で銀行制度の創設をめぐる論争の終結がおこなわれたことは、国立銀行制度創設にたいする財政的立場からの要請の強さを反映したものと見えよう。

本稿の課題からいえば大隈・井上・吉田案に一貫している財政的立場からの要請がいかなるものであったか、そして国立銀行設立の方針が確定される際、この立場からの要請にたいしてどのような配慮が加えられていたか、が明らかにされねばならない。いわば、井上の裁断によって論争が妥協せしめられたという「妥協」の内容こそが問題であり、こ

の妥協の結果、現実によつた銀行制度が形成されたか、を明らかにする必要がある。史料の制約からこの論争を詳しくたどるには限界があるが、田中氏の研究にもいくつかの事実をたいする誤認があるように思われるので、本稿においては、まず銀行論争の経過自体の検討からはじめることにしたい。

(1) 田中生夫「明治四年の銀行論争」(『金融論研究——理論・歴史・現状——』所収)。

(2) 『大隈重信関係文書』第一 三四九ページ。

(3) 大江志乃夫「大久保政権下の殖産興業政策成立の政治過程」(『明治国家形成過程の研究』所収)。

由利財政の経済政策が破綻したあとをうけて、大隈重信が財政担当者として登場、一八七〇年末ごろから大蔵省では新たな金融機関創設の模索がはじめられた。

まず、「頃日合衆国国債償却法及ビ紙幣条例等ノ書ヲ繕読シテ、其方法簡便、事理適実、官民共ニ其権利ヲ保持シ、相行ワレテ相悖ラザルノ制ヲ察知」した大蔵少輔伊藤博文は一八七〇年一月「之ヲ実境ニ験シテ其真理ヲ採択シ、今日ニ用フルコト有ラントス。冀ク大臣ニ数月ノ暇ヲ賜ハリ、合衆国ニ抵リ、凡ソ理財ニ関スル諸法則、国債、紙幣及ビ為替、貿易、貨幣製造ノ諸件ニ至ルマデ、面視親聴シ、更ニ推考參酌シテ確然不拔ノ制ヲ設立」することを正院に上申し、翌閏一〇月その許可を得た。¹⁾ 伊藤は福地源一郎、吉田二郎、芳川顕正らの随員とともに一月二日横浜を出帆した。米国に渡った伊藤は同国の財政金融制度の調査にあたったが、まもなく一月二十九日付をもって、「貨幣ノ制度ハ金貨単本位ヲ採用スヘキ事」、「金札引換公債証書ヲ発行スヘキ事」、「国立銀行ヲ設立スヘキ事」の三事を建白している。²⁾ まず、建議の第一項についてみれば、政府はこの時期にはすでに銀本位制採用の方針を確定していた。

これよりさき一八六八年四月政府は「旧制ヲ改革シテ更ニ万国ノ良制ト我国ノ慣例トヲ折衷シテ以テ画一純正ノ貨幣ヲ新鑄スヘキ事ヲ議決」³⁾し、翌閏四月改鑄の事務を管理すべく貨幣司を設けた。ついで六九年二月貨幣司ならびに金銀

座を廢して新たに太政官内に造幣局を置き、同年一月にはメキシコドル同等の円銀を本位とする新貨幣制度の概要をさだめて、これを各国公使、領事にあてて通告している。この決定にはオリエンタル・バンク（東洋銀行）の支配人口バートソンが重要な役割をはたしていたが、七〇年三月造幣局首長として来日した前イギリス香港造幣局長キンドルの建議によって修正され、香港造幣局から発行された香港ドルと同位同量の円銀を本位とする銀単本位制の採用が確定し、七〇年一月二十九日「新貨幣鑄造表」とともに各国に通告されている。こうして銀本位制にもとづいた新貨幣制度の構想が確立し、翌七一年一月には新貨幣條例及び造幣規則の草案が決定されるにいたつたのである。もとより伊藤は、大蔵少輔として銀本位制採用に参画していた。しかし渡米して「貨幣に關係いたし候米國の諸学士諸老吏へも度々質議仕、今般フィラドルフィア府の造幣寮へも罷越、實地を測度仕候処、幸に目今米國中此件に係る有名な大家輩この造幣寮に集會仕候折柄に御座候得ば、一中略一猶之を右の集會公議に質候処、討論の上我國の新貨幣は金貨を以て原位と定め、銀を助金と致候方坤輿の通法に適ひ、十全法たるべし」との結論を得た伊藤は、ただちに「抑貨幣を鑄造するに当り其原位を定むる、金銀何れか基礎となるべき当否は既に方今文明歐洲諸國の碩学多年の経歴を以て、金貨を原位と定むるの議略一轍に歴す。一中略一今若し新に貨幣を鑄造するの法を創立する國あらば、必ず金貨を原位と為す疑なかるべし」と先進諸國の大勢を述べて金本位制採用への方針変更を主張したのである。⁽⁴⁾

伊藤建議のもう一つの要点は「新紙幣の發行法」すなわち米國のナショナルバンク方式による發券である。⁽⁵⁾ 建議はこれを、「米國に於て取建候ナショナルバンク紙幣條例ニ遵テ取建たる会社なりに至りては實に万国無比の良法にて、實地施行の際其弊害を予防し、之を我邦に採用仕候はゞ、将来富國の基本とも相成可申」と述べている。

周知のごとくこれは南北戦争後の不換紙幣消却の方法に学んだものであるが、具体的には以下にしめすように、国債の發行を軸として、米國の制度にならうて政府發行紙幣とナショナル会社發行紙幣との二本建てとなつてゐる。伊藤は

新紙幣の発行にあたって、政府紙幣と会社紙幣の両者とも発行すべきか、あるいは会社紙幣法のみを採用すべきかは「我国大蔵省中財用の実耗に閑渉」とし、「政府発行の紙幣を全く廃棄する事を得ば無此上幸福なれども、目今の景況にては逆も実地に行い難いので、まずフランクフルトへ発注する新紙幣を金札と引きかえてこれまで通りに通用させる。大蔵省はこの一部を漸次正金をもって消却するが、別に国債を発行して新紙幣をこれに引きかえる。国債証書を発行すれば、その大半は金銀を取り扱う「孝商」の手に帰するが、紙幣発行のための会社を許可するときはこの「孝商」等は会社に転じ、国債証書を抵当として会社紙幣の下付をうけ、会社印を加えた上でこれを発行する。こうした手続きによって国債証書を発行し、「漸を以て紙幣（—金札）を国債に引換候様に処置致候はゞ、数年の後は新紙幣半は正金に引替へ、半は国債と変じ、通用の紙幣は皆会社の紙幣而已と相成、実に信証の紙幣眞貨に異らざる物に至らん事、今より之を保証すべし」というのである。

この伊藤の建議は、翌七一年二月上旬日本へ到着した。二月三〇日付で伊藤にあてて出された伊達（宗城）・大隈・井上・渋沢連署の大蔵省公状（6）ならびに同日付渋沢の書簡（7）は、これにたいする大蔵省側のはじめの反応である。

伊藤建議のうち、まず第一の金本位制採用に關して大蔵省公文は次のように述べている。

貨幣鑄造法之儀ハ既ニ当方於ても永井（注五百九）到着後色々談論致し、第一銀を以て本位と定め候義ハ関心も不仕、乍去当初稍右ニ議定候縁由は兼て御承知も有之候通、東洋多銀少金之土地於て只管論理上の修整を望み、却て実地蹶蹟無之とも難申と存候より、不得止銀を本位と論定候次第ニハ候得とも、将来漸交通貿易之段盛に推意いたし候ては未タ充分之揣摩を不尺様被存、夫是反覆論弁之央、幸ひ貴書到着忙手披閱、先千里外所見之暗号を祝し、且米国学士造幣寮會議之節及仏都會議メタリックシステム量法の公論杯逐次熟談いたし、折柄造幣開寮之式日ニ際し候ニ付一中略一彼カーゲル杯も来會ニ付同所於て更ニ數日之審議細論を遂げ、御建議之旨參酌折衷之上、当金銀両本位と相定可申積二了簡いたし候。

すなわち、伊藤建議に影響されて、ここでは金銀複本位制の採用がうち出されている。しかし、伊藤がさらに三月八

日随員の吉田二郎を帰国させて、金単本位制採用の必要を説得させたことよって、政府案はふたたび金本位制採用に変更され、漸く五月一〇日にいたって新貨条例ならびに造幣規則が公布された。

さて、新貨幣鑄造方針のこのような決定ときわめて密接な関係にあったのが紙幣発行問題であった。

すでに、六九年五月二八日政府は官省札の発行を三二五〇万両に限る旨を内外に明示し、同時に「楮幣ヲ兌換スル方法ヲ立定スルニ由リ、時価ヲ騰停シ金貨ト価値ヲ同一ニシテ以テ通用セシム、這回天下ノ侯伯ヲ会同シテ全国ノ財力ヲ合セ、前途會計ノ基礎ヲ確立シ、今年冬月ヨリ新貨ヲ鑄造シ明治五年ヲ期シテ楮幣」に交換することを約していた。⁸⁾しかし大政官札の平価通用を実施し、これを新鑄貨と交換するためには、流通している不換紙幣と同額の正貨準備を必要とする。政府は大政官札の正貨兌換のために三〇〇万両の起債を公示したが、実現にはいたらなかった。⁹⁾新鑄貨幣が流通すれば、金札の下落は必至である。しかも大政官札の流通期限を目前にして新貨の鑄造能力には限度があった。したがって、不換紙幣発行の轍をふむことなく、国庫の欠乏を補いうる便法として紙幣発行が要請されたのである。

伊藤建議の新紙幣発行法にたいする大蔵省側の反応は、二月三〇日付で伊藤にあてた渋沢栄一の書簡によって次のごとく明らかにされている。¹⁰⁾

紙幣発行ノ儀ニ付テハ井上君ニモ品々御見込有之、「ナシヨナルバンク」発行紙幣ノ方法御同人於テハ未タ逐一了解被成兼候様子、且米國ト御國トノ状況自ラ差別有之、彼ノ良法モ是ニ不便無トモ難申トノ懸念有之ヨシ。夫モ御尤万ト被存候得共、尚御帰朝之上御面話ニテ相成候ハ、適宜之御処置可相立ト奉仰望候。因テ紙幣并國債証書注文等之儀ハ先此度ハ御見合之積ニ候間御了承被下度候。

右によれば、大蔵省側は日本と米國との国情のちがいを懸念して伊藤の構想をそのまま受け入れることに難色をしめしており、また井上には別個の銀行設立構想があることを述べている。井上の構想についてここには説明されていないが、すでにその内容は一八七一年一月二日付大隈・井上連署による伊藤宛書簡によって伝えられていたと思われる。

井上馨は伊藤渡米直後の七〇年十一月一二日大蔵大丞から大蔵少輔に昇格した。彼はまた同年五月四日以降造幣頭を兼任し、もっぱら貨幣鑄造の事務を処理していた。この書簡が書かれた時期にはすでに銀本位制採用を基本方針とする新貨条例の準備が一応ととのえられ、また造幣寮も落成して前年一月中旬頃から「レギュラールヲ以テ所業ヲ行フニ至」っており、二月一五日の開寮を内定、五月一七日を期して新貨を発行する見通しがついていた。したがって新貨幣発行の準備がこのように進展した状況のもとで、これとの関連において新楮幣をどのようにして発行するかが井上らの関心の焦点であったといえよう。もとより井上は、伊藤建議の内容を予測してはいない。新楮幣は同年一月中に九百万円ほど到着、その後一ヶ月毎に参着する予定とされ、これが到着次第、新貨幣の発行が開始されるまでに番号その他の押印を施すなどの新楮幣発行の準備を完了し、伊藤の帰国を待つて「在来楮幣引揚ノ手筈并新楮幣発行ノ都合ニ至ラント欲ス」としている。そのため一日も早く調査を終えて伊藤が帰国することを訴えている。したがってこの書簡にみられる井上の構想は、伊藤渡米以前からの国内における紙幣発行方針の基本線をしめすものとみることが出来る。そしてこの構想がのちの「銀行論争」における吉田清成案¹¹金券銀行設立構想の原型をなすものである。以下伊藤案と対比させるために大隈・井上構想を検討しておく。

大隈・井上の書簡によれば、かれらは五年間正金引きかえない新楮幣によって五千万円にのぼる在来楮幣¹²金札を引きかえようとする方針に異をとない、新紙幣を新貨幣引きかえとすることを主張している。すなわち新貨幣が発行されれば、金札の下落は必至であり、正金引換のない新紙幣も新貨幣にたいして信用薄くなることが予測される。そこで当年中に壹両以上の金札はのこらず千両以上の国債にかえて、翌年中八朱、翌々年より五分の利足を付し、官職や無税地への課税をおこなうほか新たな課税などによって二〇年ほどで償却をはかる。また二分以下の小額の金札を五〇銭以下の新紙幣に引きかえることによって、「人民モ小通用為便宜、異論モ少ク、却テ在来楮幣モ速ニ内地ヲ引揚ルノ策容

易ナランカ」といつている。

一方、新紙幣は新貨幣引きかえとするが、これは三井などの巨商に政府が低利で資金を貸すなどの保護を与えて「バンク・オブ・ジャパン」を創立せしめ、これに発行させれば、「新金銀ソブシジャーレーコイン（補助貨幣）ヲ売出スニモ余程都合ヨキ」としている。そして、二分以下の在来楮幣の新紙幣引きかえも必ずこれに托すことにすれば、補助貨幣をもって引きかえるので、「新貨并小楮幣流通モ宜敷、人民ノ便宜モ益アリ」というのである。⁽ⁱⁱ⁾

以上にもみるごとく井上構想においては、新紙幣の信用低下を避けるために新貨幣引きかえとし、またその信用を維持するために三井などの豪商に銀行を設立させこれを新紙幣発行の中心に据えようとしている。しかもこの構想はたんに新紙幣の流通を円滑ならしめるためだけでなく、これによって国庫の欠乏を補おうとする財政的見地からとりあげられていることに注目する必要がある。すなわち、財政支出は膨脹の一途をたどるが、「新楮幣ノ威權モ自ラ備リ、信用モ克ナル時ハ、仮令ハ六万両ノ元金備置ケハ十萬兩ノ遣出」しも可能となり、政府もこの融通を得ることが出来るであろうというのである。

さて当面に発行を予定されている新紙幣の性格をめぐって伊藤と井上の構想は大きなちがいをしめしている。そしてこのちがいが将来における銀行設立に対する構想の差となって現われてくる。伊藤案によれば金札と引きかえられた新紙幣は漸次正金と国債に転じる。そして国債が「金銀を取扱候宇商の手に帰」すればこの国債を抵当としてこれら宇商に会社紙幣ⁱⁱ銀行券を発行せしめる。そうすれば、やがて流通する紙幣は会社紙幣のみとなり、これが「真貨に異らざる信証の紙幣」となるというのである。しかしここでの新紙幣は、贗造の弊害を除去する目的で金札と引きかえられるものにすぎず、その本質には変更はない。したがって、これは会社紙幣が「信証の紙幣」となるまでの一時的なものである。むしろ建議の主眼は、国債の発行によって前期的資本の致富を促し、これを基礎として米国のナショナル・バン

クを模した「紙幣会社」を設立することにあつた。これに反して、井上の構想における新紙幣の発行は、新貨幣の鑄造に随伴する一時的な措置として考えられていたのではなく、それ自体が独自の役割を担うべきものであつたのである。井上は、金札を新紙幣によって引きかえることには極力反対しているが、その理由は次の通りである。

五千万在来楮幣ヲ新楮ニ換ル時ハ、一時ニ換ル故、必然此新幣未タ見慣レサルノ一難ト新金ヲ好ムノ一事トニ就テ低価ハ必セリ。且五ヶ年後引換モアレトモ、人民夫レハ信用難致ト相考候⁽¹³⁾

井上らは、新紙幣の信用下落を恐れていた。新紙幣の価値の低下は、政府の信用それ自体の下落ともなる。そのため、在来楮幣—金札との交換は二分以下の小額の金札のみを新紙幣と引きかえるにとどめ、一両以上のもは国債に転化させることを考慮している。したがって、この限りでは井上は、国債の発行自体を否定しているわけではないが、これにたいする評価は、伊藤構想と鋭い対立をしめしているのである。

一八七一年二月三〇日付の伊藤宛大蔵省公書は、国債発行について「国債証書我邦に相行はれ、多く巨商豪農の手に聚り候上にて、其証書を以て紙幣を發行いたし候義ハ、至極便利之処置に相聞候得とも其国体により人民之權利に差別も有之、一概に彼を以て是に移し候事も如何可有之哉⁽¹⁴⁾」と述べている。井上が「米國と御國との状況自ら差別可有之。彼の良法も是に不便無之とも難申との懸念⁽¹⁵⁾」によって、伊藤構想の日本への導入に難色をしめしていることは、まさにこの点の評価にもとずいていとみることができよう。この現状にたいする認識のちがいが、国債発行により全国の民力を發展させ、それを基礎として紙幣会社を生み出そうとする伊藤構想とは対照的な「バンク・オブ・ジャパン」設立の構想を提起させたのである。ここでは政府財政の安定をはかることが前面に打ち出されるとともに、三井など維新政府と密接な関係にあつた巨大特権商人への依存が意図されていた。そしてそれは後述する維新以来政府財政と密着していた為替方再編成の問題である。

さて、帰国途上において伊藤は、ニューヨークにいる中島信行（通商権正）にたいして書簡を送り、次のごとく井上＝大蔵省側の構想を批判している。

大蔵省より別紙之通返答差越候間入貴覽候。此主意を了察いたし候に未だ我會計前途之目的確立せざるより相起り候事と被推察候。固より国債証書発行及び紙幣会社等之義も逐一解得いたし候上決定せし議論にては有之間敷、一中路一僕之想像にて前途充分可被行哉否哉難予測候得共、會計之目的を今より充全に取極、随てこれを処置し、終に信義を民ニ取候ニハ兼て建議いたし候他ニ手段無之と存込、自然難被行事ニ決定仕候ヘハ将来之目的更ニ難相立、我大蔵省之見込を以て想像致候に全国民力に因て進退するの遠謀無之、政府文之會計を謀り、人民の興廢には関係せざる之策と被臆候。

大隈・井上の銀行構想にたいするこの伊藤の批判は、両構想の相違を的確に指摘したものといえよう。

それでは、これにたいして、井上らが伊藤構想をどのように受けとめていたか、をつぎにみることにしよう。

- (1) 『伊藤博文伝』上巻 五一八ページ。
- (2) 同右 上巻 五二〇ページ、「貨政考要」〔集成〕第一三卷所収〕四一七ページ。
- (3) 「貨政考要」〔集成〕第一三卷〕五三三ページ。
- (4) 『伊藤博文伝』上巻 五二二ページ。
- (5) 同右 上巻 五二五ページ以下を参照。
- (6) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵（井上馨侯伝記編纂会引継書類——以下「井侯」と略称する——）W・四一六二〇、「貨政考要」〔集成〕第一三卷〕四一八ページ。
- (7) 同右、「貨政考要」〔集成〕第一三卷〕四一七ページ。
- (8) 「大蔵省沿革志」〔集成〕第二卷〕五七七ページ、「貨政考要（法令篇）」〔集成〕第一四卷〕一九〇ページ。
- (9) 丹羽邦男「明治維新の土地変革」一二六ページ。
- (10) 「貨政考要」〔集成〕第一三卷〕四一七ページ。
- (11) 『大隈重信関係文書』第一 三五四ページ。
- (12) (13) 前掲 田中生夫「明治四年の銀行論争」〔金融論研究〕所収〕二三一ページ。

(14) 『大隈重信関係文書』第一 三五三ページ。

(15) 「貨政考要」(『集成』第三卷) 四一八ページ。

(16) 同右 四一七ページ。

(17) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 井侯 W・四一六二〇。

一八七〇年二月の伊藤建議では、「米国紙幣発行法は既に其大要を見聞いたし、概略を承知仕候得ども、其取扱振の明細に至り候てはいまだ之を悉識不致候⁽¹⁾」と述べて、その概略を説くとどまっていた。しかし、その後随員吉田二郎の帰国(三月八日到着)に際して、一月二八日・同晦日付で第六号から第一四号までの公書が托されており、ここには当然紙幣発行問題にかんする詳しい説明が含まれていたと推測される⁽²⁾。帰国した吉田二郎からの事情聴取と合わせて、伊藤構想のほぼ全容が伝えられたであろう。

一方、大蔵省にあって井上構想の基礎となり、これを発展させたのは、永井五百介すなわち吉田清成であった。薩摩藩留学生として渡英していた永井は、帰国後ただちに七一年二月一日付で大蔵省出仕を拜命、即日大阪造幣寮開寮のため下阪し、同月二二日帰京している。一月書簡にみられる大隈・井上の銀行構想の形成の上に新帰朝の吉田清成が果たした役割はきわめて大きかった。大蔵省出仕となった永井は吉田太郎と改名して、新紙幣発行および銀行設立問題について活動をはじめている。在米中の伊藤にあてた四月一日付の大隈・井上書簡⁽³⁾と同月二日付大蔵省公書⁽⁴⁾は、このような状況のもとにおける伊藤構想にたいする大蔵省首脳の反応をしめしている。ここには、伊藤構想への強い反発と、さきの井上構想の具体化が進められていることが述べられている。

公書は、まず伊藤構想の核心ともいうべき紙幣会社設立の前提となる国債発行を批判して、次のように記している。すなわち、公債の発行は「欧亜諸州真成隆治之國ニ現今施設之實際に考覈いたし候ても、明著可俟言義ニ有之、方今我邦於ても、決して不可欠之要務」である、とその有効性を認めながらも、それを実施に移すべきわが国の現状は、「融通

之道暢達之場合に立ち至らず」「西洲文明之人民同一之処分離相成」といっているのである。

しかも、井上らの認識によれば、国債発行の条件が成熟していないばかりでなく、「我邦目下之景状によりて推考いたし候得ば、人民未ダ紙幣之由縁をも詳知せず、只管従前挾制之故習に狎れ、唯命に従ふまで」であることから、伊藤構想による会社紙幣がはたして流通力を持ちうるかどうかを危惧している。そして、伊藤建議のごとく、新旧紙幣交換ののちさらに国債を発行し、なおまた国債を引き当てにして会社紙幣を発行することは、「其紙幣は素也大蔵省紙幣と同一之理たりといへども、再三変換之上会社より発弘するなれ共、人民之思惟決して同一とは認問敷、勢い時価を設けて真貨換用之事有之候ハ必定と被存候。其上大蔵省紙幣に垂及して、終に己己之故轍を踏候義無之とは難申」としている。このような認識は、井上ら大蔵省側に一貫した認識であった。

しかも、注目したいのは、彼らが伊藤構想についてさらに審議細案を遂げた結果、これを「国計急促之際」において根拠がないものとの判断をくだしていることである。彼らの立場からみるかぎり、伊藤案は「楮幣之流通を極救する、一時権宜之処為」でしかなく、「臨機之活法」ではあっても無上の良法とはされえなかった。伊藤が大隈・井上案に下した評価とまったく相反する評価が伊藤案にたいして与えられていたのである。このことは彼らにとって、新紙幣の発行がなによりも財政窮乏を打開するための手段として考慮されていたことをしめしている。廃藩置県の前段階における明治政府の財政は、歳出のいちじるしい増大によって破綻をしめしていた。八〇〇万石の政府直轄地からの封建現物貢租によっては、その維持はほとんど困難な状態に陥っていたのである。したがって、大蔵省官僚にとって破産状態に追いつめられた政府財政危機の打開は、さしせまった急務であり、新紙幣の発行にあたって、この問題にたいする配慮を欠くことはできなかったのである。

それでは、伊藤案をこのように批判した井上ら大蔵省側は、どのような構想を伊藤案に対置させていたであろうか。

新紙幣を新貨幣引きかえとする従来の方針には変更はない。しかし、七一年一月大隈・井上の書簡にみえる「バンク・オブ・ジャパン」の構想は、ここではより一層具体化されている。すなわち、新貨幣と新紙幣との交換を実施したうえで「いづれ真貨準備之会社を設け、西洲普通之バンクノオト法に帰せしめ、往々紙幣真貨之別なく互用之道相立候上にて、始て紙幣の実理活法を得」ようとする構想である⁽⁵⁾。

このころすでに新貨条例制定の準備が進み、その公布は具体的な日程にのぼっている。したがってこれと平行してあらたに真貨兌換による中央発券銀行の設立がくわだてられていることを意味していよう。これは、いうまでもなく後に三井から提出される新貨幣銀行設立の構想である。おそらくは渋沢らによって、すでにその準備がはじめられていたと思われるのである。

さて、両者の構想がどのように鋭く対立した以上、その決定については伊藤の帰国を待たなければならぬ。しかし、四月一日付の大隈・井上書簡には、この決定について「左程切迫之事にも無之」と記されている⁽⁶⁾。同年一月の大隈・井上書簡が「新楮幣発行杯ノ一条当年ノ困難殆難堪カラシ」といい、新貨幣の発行までにこの問題を解決しようといっていたのとくらべると、幾分かの余裕を認めることができる。これは、廃藩置県実施の見込みが確実となり、「千歳之一時とも可申機会に際し、国権の確立、庶政之更張、是非此間に見込相立」て、この問題も諸改革の一環として処理しうる条件が生まれたことによるう。しかも、これに加えて政府財政と密接に関連した中央発券銀行設立の井上構想が、伊藤の帰国を待つことなく、すでに具体的な進展をみていることによる余裕が考えられないであろうか。

- (1) 『伊藤博文伝』上巻 五二五ページ。
- (2) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 井侯 W・四一六二〇。
- (3)(6) 同右、「貨政考要」『集成』第三卷(一) 四一八ページ。
- (4)(5) 同右、「貨政考要」『集成』第三卷(一) 四二〇ページ。

二 新貨条例と三井金券銀行構想

伊藤は一八七一年五月九日帰国、その翌一〇日には新貨条例が公布された。帰国した伊藤は間もなく造幣事務を処理するために大阪へ出張、六月三日に一たん帰京したがふたたび同月二四日から八月末までの長期にわたって大阪にいた。帰国後の伊藤にとって大蔵省は決して居心地の良い所ではなかった。彼がかつてしていた位置には井上がかわつてすわり、また大蔵卿大久保利通との不和が伝えられている。廃藩置県直後民部省廃止にもなつて行われた大蔵省の人事異動で伊藤は租税頭に転任を命ぜられた。大蔵少輔と租税頭は同格ではあつても伊藤にとっては左遷であつた。これに不満を抱いた伊藤は最初辞令を受けることを拒み、木戸が慰撫している。ついで八月五日造幣頭兼任を命じられたが、彼が提出した機構改革案は一顧だにされず、やがて大蔵省に在官することに絶望して九月二〇日付で工部大輔に転出する。この間廢藩置県にともなう政局の激動もあつて、伊藤が提起した紙幣会社創設と國債証書発行にかんする検討は「伊藤帰国後も唯尋常談話有之候迄にて、屹度決定も不致」⁽³⁾しばらく保留されていた。

しかし一方では井上らの中央發券銀行設立の構想は、新貨幣の發行と関連して次第に具体化されつつあつたことが注目される。以下新貨条例公布と関連して三井に命じられた新貨幣為替方が、この銀行構想のどのような具体化であつたかを検討しよう。

新貨条例と同時に公布された造幣規則では新貨幣鑄造のための地金回収と新貨幣の交換業務を、「日本人ハ大阪ニ在ル御用為換座、外国人ハ同所ナル日本政府ノ外国為換方『オリエンタルバンク』社中」⁽⁴⁾が行うものと規定されていた。明治政府は政權樹立後、旧徳川幕府直営および藩營の主要鉱山を官収し、外国の鉱業技術を積極的に導入する政策をとつたが、すでに幕末において金属鉱業は相當に衰微しており、新貨幣制度にあつては流通している各種の古金銀を回

収してこれを改鑄する手段をとらざるをえなかつたのである。この古金銀回収と新旧貨幣の交換を行う御用為換座―新貨幣為替方の業務は、為替方三家のうちで三井のみにたいして命ぜられた。しかもこの際に三井が大蔵省から与えられた「廉書」には、この新貨幣為替方が「総テ貨幣流通之便ヲ資クル為メ、東京其外之地ニ於テ真成之銀行成立候様心掛、尽力可致」と特記されていたことは周知の通りである。⁽⁵⁾ これによって新貨幣為替方は、単なる地金回収と新旧貨幣交換事務の委嘱のみでなく、同時に銀行創設の勸奨を含むものであったといえよう。⁽⁶⁾ したがってここでの「真成之銀行」が、形成されつつある大蔵省の銀行構想のどのような具体化であったかが明らかにされる必要がある。三井がこの業務を命じられた経緯はすでに『三井銀行八十年史』などで明らかにされているが、ここではこの観点からもう少し詳しい検討をおこなうことにしよう。

三井側の史料が示すところによれば、三井が新貨幣為替方御用を命じられる経緯は次の通りである。⁽⁷⁾

まず七一年五月晦日京都政府から三井八郎右衛門、同次郎右衛門にたいして六月二日出頭すべき指令があった。三井では八郎右衛門病氣、次郎右衛門東京勤番中との理由をもって元之助、源右衛門兩名が出頭したところ、「大阪於大蔵省御用之儀有之候間、早々出阪可致」とのことであった。六月五日元之助は大蔵省大阪出張所へ出頭し、ここで長谷川出納権正ならびに渡辺監督権正より八郎右衛門、次郎右衛門兩名にたいする「新貨幣御発行ニ付御用為替方申附候」との辞令と、至急東京へ出張すべしとの指令をうけている。京都の三井大元方からは早速八日付で東京の元方にむけて元方状および大元方内番状をもって「八郎右衛門儀老年之上近来多病ニ付、東京表へ出張仕兼奉恐入候、就てハ次郎右衛門儀当時東京表為勤番出府中に付、右御用向大切可奉相勤」と急報、またこの旨を大蔵省大阪出張所に歎願した。

一方東京においては六月一五日大蔵省の召喚によって次郎右衛門が八郎右衛門の名代を兼ねて出頭し、渋沢から「廉書」および「貨幣之次第書」を交附されている。そしてこの時「伊藤様、渋沢様より貨幣之次第から、主人始重手代共

へ夫々申聞置度候間、何れ成とも都合宜敷方へ出張致候間、主人始一同罷出候様との指示があり、三井側は翌一六日深川清住町の御用所に渋沢を迎えて「御規則訳柄相伺申」している。

ところで米国から帰朝した伊藤を交えて、大隈、渋沢、吉田清成、遠藤謹助（造幣権頭）らの大蔵省首脳部は七一年五月一五日大阪造幣寮へ出張し、六月三日帰京している。新貨条例公布後ただちに新貨幣発行の円滑を期して具体的事務を処理するためであった。前述の時間的経過がしめしているごとく、新貨幣為替方の任命は一行の大阪出張と密接に関係し、その滞在中におおよその筋書きが出来上ったと考えられる。しかも、ここで一行が東京を出発する時に突如三井の三野村利左衛門が随行を命じられていることに注意したい。三野村は三井横浜御用所勘定改方として横浜に出張していたが、即日横浜を發って一行に加わった。同時に三井の東京元方からは京都大元方にむけて「何駄手内相談も有之趣」として永緒太郎右衛門、西邑庸四郎兩名の大阪派遣を要請している。大阪での会談の内容は明らかではない。しかし一行の大阪出張の間に新貨幣為替方を三井に命じることについて大蔵省首脳部と三野村との打ち合わせがおこなわれたと考えられる。帰京後、三野村は六月九日渋沢に宛てて次の書簡を送っている。

拜啓 倍御機嫌能被為遊御座奉恐悅候、然は先般三井銀行創立之儀御許可被成下置候ニ付、右御礼として西京三井同苗とも一同上京仕、依之甚粗末失礼之品ニは御座候得共、献上之任度何卒御礼伺候之節名刺を差出候儀ニと思召被下置、御笑納被遊被下度奉願上候

右の書簡が明らかにするように、新貨幣為替方を拝命する三井が同時に「銀行」を創立することは、大蔵省首脳部の大阪出張中すでに決定され、「廉書」を待つまでもなく三井側に内示されていた。とくに三野村の書簡が新貨幣為替方の拝命ではなく、銀行創立の許可にたいする謝意という表現をとっていることに注意する必要がある。六月三日大隈、伊藤、渋沢らの一行が帰京の途中、とくに三井横浜御用所で休息し、「其節夫々御用所御一覽ニ相成」「御見分同様」であったというのも三井にたいする特別な関心からであったと思われる。

- (1) 『伊藤博文伝』上巻 五四五ページ。
- (2) 同右 上巻 五八九ページ。
- (3) 「井上侯関係文書」七 三井文庫所蔵 井侯 W・四一六二二、『日本金融史資料』第四巻 一二三ページ。
- (4) 「貨政考要」(『集成』第一三巻) 八六ページ。
- (5)(6) 『三井銀行八十年史』五三三ページ。
- (7) 『稿本三井家史料』高福 一六三五ページ以下を参照。
- (8) 「内番状之留」三井文庫所蔵史料 本六〇二。
- (9) 『渋沢栄一伝記資料』第三巻 二一九ページ。
- (10) 前掲「内番状之留」、『稿本三井家史料』高朗 四五五ページ。

以上三井組の新貨幣為替方の拝命と「真成之銀行」創立の勸奨が表裏一体をなしていたことを指摘してきたが、つづいてこの「銀行」がどのようなものとして考えられていたかを検討しよう。

新貨幣為替方を拝命した三井は翌七月新貨幣銀行の創立願書を大蔵省に提出した。これが「真成之銀行」の構想を具体化したものであることは云うまでもない。願書には「証券発行手續概略」がそえられているが、これによれば三井同苗の共同出資によって創立される銀行は七五%の準備金をもって証券を発行する。証券はすべて真貨兌換とし、発行額は準備金の積額に応じるが、一五〇万円ないし二〇〇万円を目途とする。証券の製造高は手摺又は破損の手当を含めて三〇〇万円とし、内訳は一円の証券一〇万円、五円券八〇万円、十円券五〇万円、二五円券五〇万円である。しかもここには、この証券が「英国政府の銀行バンクオフエンゲランド発行之法に倣」ったものであることが明記され、「内地一般之諸税、公之上納物、其外借貸商売」に政府紙幣と同様の流通力を持つべきものとされていた。これは四月二日付伊藤宛の大蔵省公書にみえる「西洲普通之バンクノート法に帰せしめ、往々紙幣真貨之別なく互用之道相立」、これによって「紙幣之実理活法を得」ようとする「真貨準備之会社」||中央発券銀行の設立構想につながるものといえよう。

三井の銀行創立出願をうけた大蔵省は、ただちに七月二十五日付をもって次の伺を太政官に提出し、同月二十九日その裁可を得た。⁽²⁾

三井総頭八郎右衛門銀行開展正金兌換証券製造発行之儀、別紙之通願出、証券製造見込発行手続及雛形書込文字等迄詳悉取調差出候ニ付詮議いたし候処、右証券之義は大小貨幣之流暢を相助け、商業上須要之ものにて西洋各国何れも発行差許、政府紙幣と一様ニ流通為致候義ニ有之、御国ニおいても将来同様之方法御施設無之ては相成間敷、実ニ方今不可欠之要務と被存候、然ルニ此度三井より願出候義は商賈一般之標準とも相成、公益増殖之基を相開候筋ニて、殊勝之儀ニ付願之通御准許相成可然、尤願済之上は別紙証券は当省において製造いたし遺候方と存候、就ては米國郵船発航之期も差迫居候儀ニ付、至急御沙汰有之候様いたし度依而別紙三井より差出候願書其外添此段相伺候也

辛未七月廿五日

太政官御中

大蔵省

正院の裁可を得た大蔵省はこれを三井組へ指令する一方、八月六日大久保、井上連名で在米の中島信行にあてて三井金券の製造注文方を指示している。⁽³⁾

三井の銀行創立出願が大蔵省側の積極的な勧奨によつてゐることはすでに述べたが、この銀行の構想も三井側が独自の判断で生み出したものではなかった。出願は三井八郎右衛門名代三野村利左衛門名儀でおこなわれているが、創立願書ならびに証券発行手続概略はいずれも渋沢栄一の起草になるものであった。⁽⁴⁾八月四日付で中島と吉田二郎に宛てた渋沢の書簡は次のように三井の銀行創立出願をめぐる動きを伝えている。⁽⁵⁾

此便大久保卿并ニ井上大輔が申上候三ツ井八郎右衛門同次郎右衛門が願立候正金兌換証券製造之義、何卒御苦勞之次第可然御取扱速ニ製造相成候様奉願上候。表向ハ大久保、井上が申上候得共、其実大隈伊藤藤杯決議之事にて、御承知之通現今為替会社も有之候得共兎角真成之成立無覚束、幸い三井方小生も類ニ骨折世話いたし候処、大ニ氣込よろしく是非店內戮力いたし、真実之バンク創立之見込相立、開運橋にて地所を払下ケ凡三四万両余之西洋両替屋風之家屋出来いたし、大ニ銀行之事営業之目途にて、差向正金兌換証券

製造之義願出候手続ニ相運ひ、実に好機會に候間夫々論述速に政府之許可を蒙り、則此度別紙之通製造方面兄へ申上候次第ニ相成候義ニ御座候。

この書簡によれば、三井の銀行創立出願を決定したのは大久保・井上ではなく大隈・伊藤であるという。この稟議がなされた七月末には大蔵省人事の大幅な変更がおこなわれた。大隈が七月一四日参議に転出したあと、七月二八日井上がふたたび大蔵大輔となって大蔵省に復帰した。（井上は六月二五日大蔵少輔兼造幣頭を罷免されてから約一ヶ月間民部省に転出していた。）同日伊藤は租税頭に転じ、かわって津田出が大蔵少輔に就任した。渋沢はこの人事移動の前に稟議の決定がおこなわれたことを伝えているのであるが、田中生夫氏は、「伊藤構想と対立的なこの三井金券銀行の決議にその伊藤が加わっているという渋沢の記述は、はなはだ理解に苦しむところである」と疑問を提起⁽⁶⁾、大阪に滞在していた伊藤がこの決議に参加する機会はなかったはず、として「大隈・渋沢の強行突破の策略かとも思われる」と推定している⁽⁷⁾。この点について詳しい事情を明らかにすることは出来ないが、渋沢書簡にある「決議云々」が大政官伺の提出の決議だけを意味しているのではあるまい。なぜかこの稟議は提出者の氏名を欠いているのである。在阪中の伊藤が二五日提出の決議に参加できないのと同様に、大隈もまた七月一日付で参議に昇格して大蔵省を離れている。大蔵卿である大久保を除外して大隈・伊藤が稟議提出を決裁したとは考えにくい。むしろ井上が罷免されて民部省に転出したあとをうけて、主として大隈と伊藤がこの計画を進展させた、という程度の意味にも理解しうるのである。もとより参議である大隈は、当然正院における本件の裁可に加わっていたと思われる。

このように伊藤が三井による正金兌換証書発行の推進者であったことは、後述する九月段階での伊藤の反論を考える上で重要な意味を持つ。この年八月末大阪出張から帰った伊藤はこの計画に激しく反論し、ついには正院で裁可済の金券発行認可を白紙に戻すにいたった。これが、いわゆる伊藤・吉田論争とよばれているものである。しかし彼がはじめ

からこの計画を否定していた訳ではない。むしろ三井に新貨幣為替方を命じた段階では、二度の大阪出張を通じて三井側との折衝に当たっていたのは彼自身であった。したがって三井が新貨幣為替方の拝命と同時に「真成之銀行」創立を勸奨され、その結果として正金兌換証券を発行するための銀行を創立することにかんしてはもともと有力な推進者の一人であったのである。伊藤がなぜ推進者から批判者の立場に転じたかは、この銀行を伊藤がどのような性格として理解していたかにかかわる。田中氏は、三井金券銀行を「バンク・オフ・ジャパン」構想を継承してイングランド銀行的な中央金券銀行とする恒久的構想の下に推進されたものと評価し、新貨幣の鑄造不足への応急対策としてのみ理解した従来の諸説に批判を加えている⁽⁸⁾。もとよりこの計画にたいする大蔵省の期待は単一ではなく、これらの諸側面をあわせ持っていたにちがいない。しかし大蔵省首脳部のそれぞれには、重点のおき方に微妙なちがいがあったと思われる。あえて推測すれば、主として財政的見地から従来の構想の具体化を「真成之銀行」に期待しようとする井上らにたいして、伊藤はこの問題を「銀行」の設立としてではなく、新貨幣発行にともなう、造幣能力の不足を補うべきものとしての正金兌換証券の発行それ自体に主要な目的を置いていたのではないかと考えられる。その限りでは伊藤自身の銀行構想とは必ずしも矛盾するものではあるまい。伊藤が大阪に滞在している間に、正金兌換証券発行の具体案は渋沢によって成文化され、正院の裁可が行われると同時に井上が大蔵省に復帰した。井上のもとでこの計画は、従来の彼の構想に沿った中央金券銀行の性格を一層強めて進展されたと思われる。伊藤の反論は、この状況を知ったことによつてはじめてなされたといえよう。このようにして、銀行論争の最終的局面とされる伊藤・吉田論争が開始されるにいたったのである。

(1) 「新貨幣銀行願書」三井文庫所蔵史料 追一六二五、『三井銀行八十年史』五六ページ、「貨政考要」〔集成〕第一三卷所収 四一三ページ。

(2) 「井上侯建議要項」〔日本金融史資料〕第四卷所収 一一ページ。

(3) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 井侯 W・四一六二〇。

- (4) 『渋沢栄一伝記資料』第三卷 二一九ページ参照。
- (5) 前掲「井上侯関係文書」六、「紙幣寮関係史料」（『日本金融史資料』第四卷所収）一二九ページ。
- (6) 前掲 田中生夫「明治四年の銀行論争」（『金融論研究』所収）二二七ページ。
- (7) 同右 二四四ページ。
- (8) 同右 二三六ページ。

三 伊藤・吉田論争について

七一年八月一〇日上野景範（大蔵大丞）、前島密（元租税権正）が伊藤の随員として渡米していた芳川賢吉（顕正）を伴って帰国した。⁽¹⁾ 上野と前島は七〇年六月から渡英していたが、帰途米國へ立寄り中島に会って伊藤帰国後の状況を伝えてきた。「伊藤帰朝後も唯尋常談話有之候迄にて」決定をみるに至らなかつた銀行創設問題は、彼らを迎えて新たな段階に入った。

八月一九日大久保と井上は連名で大阪にいる伊藤に書簡を送り、「貴下彼地御滞留中夫々御取計相成候公債証書紙幣製造方とも品々上野より申立も有之候、旁向來之処分篤と御打合、前後之思考齟齬之患無之様いたし度」と伊藤の帰京を求めている。⁽²⁾ そして同月二五日には、かさねて「拙者共一同会集いたし、紙幣又ハ公債証書等之処分に於てハ尚細議を遂げ、将来之目途も相定度、其他件々御協議致度次第も有之候間、即今御兼任之際、且百事多端之事トハ被存候得共、暫時御繰合帰京候様いたし度」と促している。⁽³⁾ 井上は正金兌換証券発行と三井の銀行創立問題を処理した上で、あらためて伊藤が提起した紙幣会社構想の検討にとりかかろうとしているのであり、したがってこのことは、井上においては両者が二者択一の関係としてではなく、重層的な構成をなすものとして理解されていたことをしめしている。井上らが伊藤構想をどうように受容していたかは重要な問題であるが、これを銀行制度の将来の姿としては必ずしも否定し

ていたわけではない。しかしわが国の現状の評価においては伊藤よりはるかに悲観的であり、米国の銀行制度をそのまま移植することには危惧を抱いていた。しかも当面する財政的危機の段階に役立ちうるかどうかについては依然否定的であった。したがって井上が三井に期待した「真成之銀行」は「英国政府の銀行バンク・オブ・イングランド」にならった中央発行銀行であり、それを樹立した上で伊藤案のいわゆる「全国ノ民力ニ因テ進退スルノ遠謀」にたった紙幣会社の設立を意図していたのである。

伊藤は八月二八日帰京した。九月一日の大久保の日記は「七字より吉田相誘い井上江訪ひ、三井別荘江出張、伊藤租税頭、上野、渋沢等一会、楮幣之事を示談す」と記している。すなわち大阪から帰った伊藤を交えて、この日大蔵省首脳は三井別邸において銀行設立問題について会談したが、席上伊藤は三井の銀行創立認可にたいしてはげしく反論し、「結局米國紙幣條例を採用いたし候外無之と相成候ニ付、右三ツ井之願出も為見合、紙幣会社に為振替候ニ相成候」となったのである。

この会議において、伊藤がどのような反論をおこなったかは渋沢の書簡も詳しく伝えているわけではないが、伊藤の反論の中では正金兌換証券の発行自体についてはなく、三井に創立させる銀行の性格にかんするものではなかっただろうか。

伊藤にしても、最大の豪商である三井を創設される銀行制度の中心に据えようとする点では井上と同様であった。しかし伊藤は、三井の「真成之銀行」を自己の銀行構想を具体化する「紙幣会社」となるべきものとして期待し、その限りにおいて推進者たりえたのであった。だからこそ伊藤の在阪中に、大蔵省に復帰した井上を中心にして三井に創立させる銀行が政府財政と密着した中央発券銀行として具体化されつつあったことにたいして反論を加えたのである。

三井金券銀行に具体化された井上の銀行構想は金札消却対策を前面におし出したものではなかった。伊藤はこの点を

ついで大勢を伊藤案採択の方向へリードしたものと思われる。紙幣会社創設ともなれば「是非三ツ井杯は勿論紙幣会社為取立申度、因テ証券と両様之營業に不都合」となる。「三井組江金券会社取建方差許候とも無間打崩し、紙幣会社江改創に相成り候時は許多の入費を込め製造ニ相成候金券も其用を遂げずして無用の空物」とならざるをえないという。こうして正金兌換証券の発行はひとまず中止されることになったのである。しかし新貨鑄造能力の不足を補うための対策は必要である。伊藤はこの要請にたいして九月八日地金預り証券の発行を提案した。

しかし九月一日の大蔵省首脳部の会談によつて銀行制度創設の方針が確定したわけではない。渋沢は会談の翌二日夜在米の中島、吉田二郎にあてて書簡を書き、会談の空気を伝えたが、ここでは前述のごとく「結局米国紙幣条例を採用いたし候外無之と相成候ニ付、右三ツ井之願出も見合、紙幣会社に為振替候積ニ相成」と記している。しかもこの直後右の決定にたいする反論が提起され、五日渋沢はこの書簡に附箋をもつて「別紙之通相認候処、尚又議論有之、会社紙幣と決定之義にも無之、唯差向三ツ井願出之分、別紙公書之通見合候事と相成候間、小生の私状之意味齟齬いたし候へども、別ニ申上候廉々も有之候間其儘封入仕候」と記さねばならなかつた。九月六日付大蔵省公書は、前月六日付公書で指令した正金兌換証券の製造注文について「右は向後紙幣一般之処置にも関係致し候に付、尚篤と商議を遂げ、此次便に委細可申進候間、先製造方御差止有之度」と述べるにとどまり、伊藤案採用の問題にかんしては何ら触れていない。ただ、すでに指令済の公債証書の製造については「可成丈速ニ出来致シ度、折角御注意有之度」と記している。

渋沢の附記は一日の会談後五日迄の間にふたたび反論が提起されて紛糾したことをしめしている。この反論は主として吉田から提起されたとみられよう。しかし一日の会談後井上はすでに伊藤案採用に傾いていたと思われる。こうした紛糾にしばれをきらした伊藤は九日渋沢への書簡で「今日井上へも投一書、ナシヨナル会社之事と大蔵創立之事を是非相運呉候様依托仕置候、諸君得意之時ハ人之苦心をも屠電水泡ニ属セシムル無情ノ甚シキ者ト此頃ハ世情ヲ厭ヒ申候、

偏ニ御憐合被下候」と記しているが、これにたいして井上は同日「ナシヨナール之事ハ充分尽力之覚悟ニ御座候、勿論老台之御苦慮を空敷致不申候」と答えているからである。してみると大久保の日記に「(九月)二日井上氏入来、伊藤氏進退之事楮幣一条ニ付一人外国行之事等示談有之、九字参朝今日ヨリ正院江出席、二字ヲ吉田訪候得共宅江入来之由故帰る。猶吉田子ノ楮幣之事を談す」とあるうち、井上との会谈が伊藤案を実施に移すについて具体策の打ち合わせであり、次の「吉田子と楮幣之事を談す」が吉田清成からの反論提起とみられよう。

それでは吉田はなぜこの段階で反論を提起しなかったのであろうか。

- (1) 『維新財政談』中巻 一九九ページ。
- (2)(3) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 井侯 W・四一六二〇
- (4) 『大久保利通日記』下巻 一八七ページ。
- (5)(10) 「井上侯関係文書」七 三井文庫所蔵 W・四一六二一。
- (6) 『伊藤博文伝』上巻 六〇一ページ。
- (7) 前掲「井上侯関係文書」七、『日本金融史資料』第四巻 一二二ページ。
- (8) 同右『日本金融史資料』第四巻 一二四ページ。
- (9) 前掲田中生夫「明治四年の銀行論争」(『金融論研究』所収) 二三八ページ。
- (11) 「伊藤公爵家文書(井上侯書翰)」一 三井文庫所蔵 井侯 W・四一九四。
- (12) 『大久保利通日記』下巻 一八七ページ

すでにみたように、伊藤が米国から提起した銀行構想とは別に、国内においても大隈・井上らによる銀行構想があり、伊藤の帰国を待つまでもなくその具体化がはかられていた。そしてこの構想をおし進めたものは吉田清成であったとされている。

吉田は一八七一年二月大蔵省出仕となったあと、同年五月九日大蔵少丞、七月二十八日租税権頭、一〇月一日には大

蔵少輔へと異例の速さで昇進している。英国に留学して「銀行家トシテノ完全ナル修業ハシナカタガ、英語モ能ク出来ル、英吉利ノ銀行ノ事モ相応ニ見聞シ⁽¹⁾帰⁽¹⁾」った吉田は、帰国後イングランド銀行を模範とする中央銀行制度の導入を主張した。云うまでもなく一八七一年一月大隈・井上書簡の「バンク・オブ・ジャパン」構想の基礎となったものである。吉田の主張は「亜米利加ノ国立銀行組織ハ完全ナルモノデナイ。日本デモ先ズ中央銀行カラ成立セネバナラヌ。ソウデナケレバ必ず金融ノ不一致ヲ生ズル⁽²⁾」ということにある。これにたいして伊藤は「統一モ必要デアロウケレドモ、総テ事物ハ先ズ成立シ、後ニ発展シテカラ初メテ統一スルモノデアル……統一ガ必要デアレバ他日自然ト一致スル⁽³⁾」としてまず不換紙幣兌換の必要を主張したという。吉田にしても不換紙幣整理の必要を認めなかったわけではない⁽⁴⁾。しかしまず強力な中央銀行を樹立しようとする吉田の主張の背後には米国の制度を移植する条件が未成熟であるとするわが国の現状にたいする認識と、明治政府の財政的急迫が大きく作用していた。この時期の財政問題について後年渋沢は次のように語っている⁽⁵⁾。

藩を廢して県にしたとて、直に歳入が増すという理もなく、要するに國庫の度支に定限がない所から、必要があれば直に政府から支出を大蔵省へ命じて俗にいう取たり使ったりという有様でありました。——中略——其頃自分は、切に財政の統理せぬことを憂いて、同僚と合議して歳出入の統計表を作り、専ら量入為出の方針に拠て、各省經費の定額を設け、其定額に依て支出の制限を定めよう企てたけれども、未だ歳入の総額も明瞭でなく、正確の統計も出来ないうちに其歳の八月頃、政府で陸軍省の歳費額を八百萬圓に、海軍省の歳費額を二百五十萬圓に定めるといふ議があつて——後略——

廢藩置県が実現したとはいえ、それが明治政府の財政収入の増加と結びつくまでにはなお若干の時間を必要とする。新たに組織された県の徴税機構ははまだ中央政府に直結するものとしては充分掌握されておらず、歳入の総額も明瞭でない状態におかれていた。一方では財政支出が急激に膨脹し、しかも予算定額制度が未確立のままに放漫な支出が行われていた。こうした廢藩置県直後の混沌とした状況のなかで、政府会計の維持をはかるためには紙幣発行が有効な手段

であると考えられた。もとよりそれが不換紙幣となることは回避されなければならない。かくして七五%の正貨準備をもって政府紙幣同様の流通力を持つ正金兌換証券の発行がこのような要請のもとで考慮されたのである。吉田にとっての中央銀行とは、政府の財政を救済し、政府のために国庫の収支を取扱う政府のための金融機関であったといえよう。三井金券銀行はそうした中央銀行の設立を意図したものであった。しかもここでは二つの銀行構想のいずれを選択するか、が問題とされていたのではない。だからこそ三井への銀行設立認可が決定された上で、あらためて伊藤の紙幣会社案の検討がおこなわれる段取りとなっていたのであろう。

しかしこの中央発券銀行構想が不換紙幣消却にたいして有効な対策とはなりえないという判断によって、九月一日の大蔵省首脳会談では伊藤案採択に大勢が傾いたこととはすでに見た通りである。伊藤案を実現するためにも三井は欠くべからざる存在であった。したがってこのことは三井による正金兌換の中央発券銀行の創立にも支障をきたす。こうして重層的構成ともいふべき当初の構想は崩れた。そして銀行論争は金券銀行Ⅱナショナル・バンクか、紙幣会社Ⅱゴールド・バンクか、との二者択一の論議となったのである。

しかし大勢が伊藤案採択に傾いたとはいえ、これが当面する政府の財政窮乏を打開する上に有効な手段とはなりえない。伊藤案が採択されるためには、まず政府の会計を安定させるための施策を必要としたからである。九月一日から五日にかけての動揺はこの間の事情を推測させる。五日付大蔵省公書は三井の正金兌換証券の製造注文の中止のみを指令している。このことは一たん正院で裁可された三井の銀行創立の許可の取り消しまでも意味するわけではない。これについては「尚篤と商議を遂げ」ねばならなかったからである。

大蔵省は九月一八日三井八郎右衛門名代として三野村に出頭を命じ、大久保、井上、吉田、渋沢らが列席して次の指令を与えている。

三井八郎右衛門
外同名一同

此度新貨幣御用為換座申付候ニ付てハ、諸会社等組合營業候付てハ為換座之方行届兼可申管候、追々區別相立。本業専務相成候様可致候事。

辛未九月

大蔵省

此度銀行開展之儀見込申立モ有之候。付てハ同名前を以テ外商店ヲモ營業候てハ銀行之方專一ナラサル筋ニ候間、外商店之方ハ名前相改候様可致候事。

辛未九月

大蔵省

大蔵省のこの指令は翌年一月におこなわれる井上の三井にたいする呉服業分離勧告につらなるものである。⁽⁷⁾大蔵省が九月一八日の時点でこのような指令を発していること自体、三井への銀行設立認可が依然存続していることをしめすものである。前述の九月九日付の伊藤書簡はこのような状況における彼の焦慮をあらわしているよう。

さて吉田の反論は何を生み出したであろうか。管見ではこれ以後銀行創立問題をめぐって重要な決定が行われた事実はない。伊藤案採択についてすでに井上・渋沢が同意しているとすれば、これにたいする反論は吉田のみとなる。⁽⁸⁾してみるとむしろ九月段階において伊藤案を採択する基本方針はすでに確定的であったことが考えられる。一〇月一三日付の井上から中島にあてた書簡では「此間商議未だ一決に至らず、就ては尚又後便定論申進」とこの問題が未決定であることを述べてはいるが、一方では会社紙幣および国債証券の製造準備が着々と進行されているからである。もちろん部内での異論が全くなかった訳ではない。この後も吉田は執拗に自説を主張したのである。しかしそれは新たな方針のもとで創設される銀行制度の上にかに要求をもち込むか、の形で主張されたものであろう。このようにみると、七年九月末伊藤案採択に大勢が決した直後、ふり出しに戻った正金兌換証券の発行を大蔵省が三井組に委嘱する形をとる

ことよって復活させたことは、対立する両案を伊藤構想にまとめる上での重要な妥協であったと考えられるであろう。

九月二四日大蔵省は為替座三井組に大蔵省兌換証券の発行を委託することの稟議を正院に提出している。⁽⁹⁾この伺いは、先に三井が提出した正金兌換証券発行問題にはなら触れていない。ここではすでに同済となっている古金銀預手形発行の件は古金銀の価位を存定させるだけのもので、「現今之会計には必要とも難申」とし、これにたいして本件は「一時之会計を便利せしめ、将来之都合をも相謀」るためであると述べている。

正金兌換証券発行の直接の狙いは二分判の流通問題にあった。すなわち「目下人民之状況を熟視仕候に、兎角式分判之交通を厭い、新貨又ハ楮幣を相望み、既に楮幣正金在来式分判之価位、内実百分之四五昂低有之候勢にて、此末新貨之改鑄前条之如く遅緩いたし候得ば、不得已日用当省之会計にも正金を以て民間所持之楮幣を購入して相渡候歟、又ハ正金之儘払出候外無之」との状況であった。したがって大蔵省は在来の式分判を回収して、これを地金として新貨に改鑄するが、その政府所有の古金銀を準備金に引き当てる証券を発行し、海関税を除いて租税其の上納をはじめ日用公私の取引にいたるまでのすべてに正金同様の流通力を持たせようとしたのである。稟議では証券発行高は、景況にしたがってあらかじめ二三百万円より四五百万円を目途とするとしている。⁽¹⁰⁾これが「当省会計之都合に於ても一段之資用を得」ることを目的としていることは明らかであろう。

大蔵省の稟議は翌九月二五日裁可され、⁽¹¹⁾二八日には九ヶ条からなる発行規則が為替座三井組に交付された。⁽¹²⁾そして翌一〇月一〇日には「来ル十五日より御発行之積、府県え御布告相成候様致度」と布告案の上申がおこなわれ一二日公布された。⁽¹³⁾実に迅速な運びといえよう。

大蔵省兌換証券は通称三井札とよばれた。発行は三井組の名義でおこなわれたが、しかしこれは「全く大蔵省ノ都合

ニシテ、三井組ハ唯其名ヲ以テ之ヲ担任從事スル⁽¹⁵⁾にすぎず、「實際ニ於テ主トシテ其發行ノ利益ヲ享有シ、且ツ之カ支消ノ責任ニ當リシモノハ日本政府ノ大藏省⁽¹⁶⁾」であつた。稟議では「楮幣發行トハ異同判然」としてはいても、實質的には政府紙幣と變るところはなかつたのである。

続いて一二月には北海道開拓のためとして、開拓使兌換証券二五〇万円の發行が大藏省兌換証券とほぼ同様の条件で爲換座三井組に命じられた。これは明らかに財政的見地からおこなわれたものである⁽¹⁷⁾。爲換座三井組にたいする二種の兌換証券發行の委嘱は云うまでもなく七月段階での三井への銀行設立認可の構想を継承したものである。いわば九月一日の大藏省首腦の會談において一人は中止と定められた三井の正金兌換証券發行は、これによって實質的に復活させられたとみられよう。そしてこのような妥協の上に、基本的方向としての伊藤案の採択が確定してたと考えられる⁽¹⁸⁾。

(1) (2) (3) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』所引渋沢栄一談話による。同書 五六ページ。

(4) 『維新財政談』によれば、渋沢は吉田の金札兌換についての考えを次のように語っている。「兌換は正金を以て兌換だが兌換制度を直ぐ立てる事は出来ないというので中央銀行を立てなくちゃいかぬと云う論だつた。亜米利加のように唯バラ撒き銀行を立てゝは統一が出来ぬからいかぬ、然らば兌換法はどうするか。それは今の所では……ないでも宜い。到底せぬで宜いという論ぢやないが、今出来ないからそれは遣らぬでも銀行の金融機関を作るが宜いぢやないか」。同書 下巻三二七ページ。

(5) 『渋沢栄一伝記資料』第三卷 二三五ページ。

(6) 三井文庫所蔵史料 本六二二 明治四年九月一九日付三井組東京元方より京都大元方宛内番状 内四番。

(7) 『三井銀行八十年史』六一ページ参照。

(8) 『維新財政談』下卷 三二五・六ページ。

(9) 『日本金融史資料』第四卷 一六ページ、『集成』一三卷 一七八ページ。

(10) 『集成』第一三卷 一七九ページ。

(11) 同右 第二卷 一八一ページ。

(12) 『三井銀行八十年史』五八ページ。

(13) 『日本金融史資料』第四卷 二〇二ページ。

(14) 『集成』第三卷 六〇ページ。

(15) 同右 第一三卷 一七八ページ。

(16) 同右 第一三卷 一七七ページ。

(17) 『維新財政談』中巻 三〇七ページ。

(18) しかしなお疑問が残る。一〇月一三日付で井上が在米の中島信行・吉田二郎に宛てた書簡では、「三井組正金兌換証券書約定并製造之儀、後便之確報ヲ以御取計可被成旨申進置候得共(註・九月五日付大蔵省公番のこと、此間未だ一決に至らず。就ては鈔又後便定論申進候迄は先々見可置被成候)」(三井文庫所蔵『井上侯関係文書』七 W・四一六二一)と述べているが、すでに大蔵省兌換証券発行は正院で認可され、この前日府県にもこれが公告されているからである。したがって右の書簡によれば依然三井組の正金兌換証券発行案が復活する可能性が残されていたようにもみられる。しばらく後考を待ちたい。

ところで、従来「明治四年八月九月ノ頃迄弁難最モ熾ナリシカ、遂ニ同年一月ニ及ヒ……両者ノ議漸ク調和スルコトヲ得タリ」とある『明治財政史』の記述⁽¹⁾にしたがって、「銀行論争」の決着は七一年一月ごろと理解されている。

一一月二八日付で中島信行、吉田二郎にあてた井上・吉田連名の書簡は「三井組金券発行差許候は、金札始末の儀に附金券会社或は紙幣会社の廟議一定以前の事に候。此間既に紙幣会社取建の廟議一定に相成候」と、はじめて銀行設立方針の決定を伝えている。田中生夫氏は、この書簡を伊藤・吉田論争の終結直後に書かれたものとし、⁽²⁾「一〇月末から一一月始めに井上が論争を妥協せしめたのは、伊藤が加わっている岩倉使節団の出発が近づいたことによる」と推定されている。すでに述べてきたごとく、筆者はあえて「論争」は九月段階で大蔵省部内においては一応の決着がつけられていたと推測するものであるが、これについて一言触れておく必要がある。筆者の推定の根拠は、

(一) 大蔵省兌換証券の発行がすでに両案の妥協の所産である。

(二) 九月以降同年一一月の岩倉大使一行の出発までに重要な決定がおこなわれた形跡が認められない。

(三) 大使一行の出発直後に本件の「廟議決定」がおこなわれていること、などである。

(一)についてはすでに述べたが、(二)は史料的制約によって現在のところ推定にとどまる。ここでは(三)に関して若干の考察を加えたい。

まず、一月二八日の井上・吉田書簡は、本件にかんする「廟議」の決定を伝えたものであり、これが必ずしも大蔵省部内での論争の終結を意味していないことに注意したい。

これより先一〇月一三日付中島・吉田宛の井上書簡は、三井組正金兌換証書約定并製造について「商議未だ一決ニ至ら」ないため「後便定論申進候迄は先々見合置被成候」と指示した後で次のように記している。

太政官札五千万始末之儀、伊藤帰朝後屢々合議有之候へ共、右はナショナルバンク之方法を採用するニ利アリヤ、将ゴールドバンク之方法ヲ採用スルニ利アル乎之議論区々にして未だ廟議一定之場合ニ不立至候。今度岩倉公欧米各国江特命大使、木戸、大久保、伊藤等為副使、霜月之郵船にて被指越候筈ニ候間、右方法之定論モ其時同便江附し可申進候。

このあと一月八日付で井上・吉田連名の書簡が発せられているが、ここでは紙幣の凶柄についてのみふれて、論争については何も言及していない⁽⁶⁾。したがって一月八日以後岩倉大使一行が出発した一二日までの間に「廟議」決定がなされたとはいい難く、また、もし行われていたとすれば、当然この決定を伝える文書が大使一行と共に送られていない⁽⁷⁾。なければならない。このようにみえてみると、「廟議決定」は大使一行の出発直後一月二八日までの間におこなわれたと考えざるをえないのである。

ここで渋沢の動勢に注目したい。この年の八月ごろ陸海軍省費の支出をめぐって大蔵卿大久保と衝突した渋沢は、しばらく大阪に逃避している⁽⁸⁾。彼は九月二九日大阪出張を命じられ、岩倉大使一行が横浜を出帆した三日後の一月一日帰京した。しかし彼は、父が病氣との知らせで翌朝井上と会談した後、即日郷里へ出発、一二月初めまで在京していない⁽⁹⁾。井上は一月二五日吉田清成への書簡で「渋沢も老父死候て未出勤不仕、甚以込り入候⁽¹⁰⁾」と述べている。渋沢は大

蔵省兌換証券発行問題を処理したうえで下阪している。そしてこの期間に、彼を除外して「論争」の決着がなされたと考えられない。すでに渋沢の介在を必要としないのは、論争が一応の決着をみた上で、この大蔵省の既定の方針にしたがって、しかも岩倉大使一行の出發を待って「廟議決定」がおこなわれたことをしめしていよう。

このように、いわゆる銀行論争の終結は両案を折衷した妥協的解決によっておこなわれた。『明治財政史』が簡略に記しているごとく、それは「国立銀行論者ハ其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト為スコトヲ諾シ、又金券銀行論者ハ公債証券ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ發行スル計畫ニ対スル攻撃ヲ控エ、即チ共ニ一歩ヲ反對論者ニ讓」^(註)った妥協の産物であった。また、採用されたナショナル・バンク方式も、「全ク米國採用する方法ニ分厘相違無之ニハ無之、少々御人民開化之度ニ応シ異同有之申候」とされたのである。そして、このうち具体化される国立銀行制度は、論争における重要な対立点であった財政的立場からの要請にたいして、きわめて強い配慮をしているのである。

岩倉大使一行の出發は井上財政が展開する上での重要な劃期であった。以後大蔵省にたいする井上の指導力はますます強まり、いわゆる井上・吉田・渋沢ラインが形成された。井上らによっては財政の確立を基本的課題に据えた内政改革が推進されたが、国立銀行制度の創設はまさにその一環としておこなわれたのである。論争における対立と妥協がどのように制度として具体化されたか、またその具体化がいかなる要請にこたえるものであったか、は国立銀行制度ななく第一国立銀行創立の過程において検討されなければならない。以下ではこれについてみることにしよう。

(1) 『明治財政史』第一三卷 二七ページ。

(2) 三井文庫所蔵「井上侯関係文書」七 井侯 W・四一六二一。なお『日本金融史資料』第四卷 一三〇頁に抄録されている本書簡は差出人、名宛人、発信年月日を欠いている。

(3) 前掲田中生夫「明治四年の銀行論争」(『金融論研究』所収)二三八ページ。

(4) 同右 二四六ページ。

(5) 前掲「井上侯関係文書」七、『日本金融史資料』第四卷 一二四ページ。

- (6) 同右 同書 第四卷 一二七ページ。
- (7) 『渋沢栄一伝記資料』第三卷 二三四ページ。
- (8) 同右 第三卷 二七七ページ。
- (9) 同右 第三卷 二八〇・一ページ。
- (10) 京都大学国史研究室所蔵 吉田清成文書 一一七。
- (11) 『明治財政史』第一三卷 二八ページ。
- (12) 前掲「井上侯関係文書」七、「貨政考要」(『集成』第一三卷所収) 四二二ページ。

四 国立銀行条例の編成と府県為替方

伊藤構想に沿った「紙幣会社」設立の方針を採択した大蔵省は、廟議決定の後ただちに国立銀行条例の法制化に着手した。一八七一年二月一八日には、渋沢を紙幣頭（大蔵大丞兼任）に任じて、草案の編成にあたらせている。⁽¹⁾ 条例草案は翌年六月に正院へ上呈された。国立銀行制度の創設過程を明らかにするためには、ここにいたる条例の編成経過と、これと平行する第一国立銀行設立の動きとを統一的にとらえることが必要である。しかも、この時期の大蔵省——井上財政にとって、政府の会計の安定をはかることは最大の関心事であり、したがって国立銀行制度の創設も、この課題と不可分の関係のもとでおし進められたのである。以下この点に留意しつつ、七二年にはいつてからの国立銀行条例編成過程の検討に移ろう。

一八七一（明治四）年二月二四日渋沢は、井上が大阪に出張するにあたって、「帰京迄之間、当地ニ於て公務取扱方之順序、左之廉書を以予メ要領伺定置候様仕度」として一六箇条の「要領廉書」をあげ、留守中の事務取扱の指揮を仰いでいる。⁽²⁾ ここには、紙幣会社についてつぎのように記している。

一紙幣会社は兼て取調有之候条例成規を校正し公債証書之全篇を紙幣にて会社に渡し、紙幣之高半分之正金を準備せしめ、引替方ハ正金のミと限り候様可致、就テハ会社へ向即今税納ハ先差許し置可申敷 来早春ハ正院へ伺、取
計決定之上、追々実地会社創立之運歩相成候様取計可申事。

但現今之為替会社其外とも右紙幣会社に転業せしめ候積、漸ニ取調可申事。

右によれば、紙幣会社の準備金は紙幣発行額の五割と考えられている。また但書によって、為替会社の銀行への転進が意図されていたことがわかる。伊藤構想からいえば当然の措置といえよう。この伺いにたいする井上の指示は知ることができない。しかし、この頃大蔵省首脳部は、あらためて三井を銀行制度の中心に据えるための積極的な勧誘をはじめていた。

これよりさき、井上は三井にたいして、同族の子弟を洋行させて、銀行業を習学させることを再三にわたって勧告していた。七一年一二月大阪出張を前にして、井上はかさねてこれを申し入れている。この間の事情を、三井大元方内番状（二月二十七日付、内三番）は次のように記している。⁽³⁾

一昨廿五日井上大蔵大輔様より一同罷出候様御沙汰在之中略三郎助、次郎右衛門、篤二郎、純蔵、利左衛門罷出候処、大隈参議様、渋沢大蔵大丞様御同席にて、バンク一条ニ付種々御教諭在之、就てハ同苗之内若年之者是非洋行為致置不申てハ、バンク相建候とも往々不安心不都合之儀ニ付、幸い此度井上致出坂、来正月十日頃には彼地出帆帰府之筈に付、其節同舟召連可申候間、正月七八日迄ニハ大坂表迄罷出居候様可遣申候旨被仰。

このような井上の強い勧告にしたがって三井では同族の子弟五名を米國に留学させることにし、彼らは翌年二月外國債募集のために渡米する吉田清成に随行して横浜を發った。⁽⁴⁾

三井を創設される銀行制度の中心に据えようとする井上らの積極的勧誘はこれだけではない。

一八七二年一月二五日井上は、三井の首脳部を私邸に招き、大隈、渋沢らの同席のもとで三井にたいして銀行を創立して金融業に専念するために、三井の伝統的家業である呉服業の分離を勧告し、その諾否について即答することを迫っ

ている。三井に呉服業を分離させようとする大蔵省首脳の意向は、すでに前年九月の大蔵省の指示にもあらわれている。⁽⁵⁾これらは、いずれも前年の三井金券銀行設立の構想は挫折したとはいながらも、三井を銀行制度の中心に据えようとする大蔵省の立場が、一貫して変わっていないことをしめしている。この大蔵省の勧告にたいする三井側の反応は、

仰之通、此方儀ハ重來商業体之事故、放レ切、バンク一巻ニ尽力可仕候てハ不被相濟儀ニハ御座候得共、当今之形勢ニテハ、何程重業体等乍申、時節ニ不合申、誠ニ近來相續不勸定而已ニテ、甚心痛之折柄、種々之御用向等被仰付、中ニも昨年來被仰付候為換座御用、証券製造御用之儀ハ格別結構之御用筋ニテ、諸人之望ム程之御用向も当方一手被仰付候も格別之御引立、誠ニ難有可奉存儀ニ御座候。其外數口御用向も被仰付候事故、当所呉服店商業体致居候てハ、当今之御時節ニテハ外国へ対し聞へ之程も不宜節ニテ右様御沙汰も御座候と奉存候。一中路誠ニ渋沢様方も段々厚御教諭も度々被仰下、実ニ難有可存事ニ御座候。仰之通近來商業之向追々不景氣ニテ、当今専務ハ実ニバンクに止リ可申候。

といい、「バンク開方ニ一同心を合、尽力可仕候得ハ、急度当家之為ニモ相成可申」と、この勧告を受け入れる意向をしめしている。⁽⁶⁾

しかも、注意すべきは、この時期の井上らの構想の重点は三井単独による銀行創設におかれており、後にみられる小野組との共同による設立構想は、いまだまったく考慮されていないことである。この構想が表面にあらわれるのは、同年二月に小野組側からの銀行創立願書が提出されてからとみられる。

さて、銀行の設立を推進するためには、まず政府みずからが欧米の銀行制度にかんする知識を導入し、その民間への普及をはかることが必要であった。大蔵省は、「人民ヲシテ立会結社ノ大益ヲ了知セシメ、人民中奮テ銀行其他諸会社ヲ起立スル者アラン事ヲ望ミ」、七年五月『会社弁』ならびに『立会略則』の二書を刊行配布した。そしてこれら二書の刊行によって、「一ハ以テ機運ノ熟スルニ由リ、一ハ以テ政府ノ説論アルニ由リ、諸府県ヨリ銀行或ハ銀行類似ノ会社ヲ起サン事ヲ請願スルモノ、豊岡県ノ俊疏会社ニ於ケル、鳥取県ノ融通会社ニ於ケル、滋賀県ノ大津銀行ニ於ケル、東

京府ノ東京銀行ニ於ケル、其他三井小野等ノ豪商ヨリ私立『バンク』開業ヲ願出ル等、続々踵ヲ接⁷⁾する状況となつた。これらのうち、小野組からの「私名為換座」創立出願についてみよう。

一八七一年六月三井が新貨幣為替方御用を単独で拝命したことにたいして、同じ為替方であつた小野は、島田とともにただちに抗議している。すなわち、「是迄惣て御省(註・大蔵省)向其外局々御為換方之義ハ、三家にて相勸居候儀ハ申迄も無之、右造幣寮⁸⁾迎も出納請⁹⁾払是亦同様三家にて相勸来り候処、此度為替方ハ御両所(註・三井八郎右衛門・同次郎右衛門)へ被仰付候時ハ、三家之規模相建不申」といって、小野、島田両家ともこれに加入することを出願した。この訴えは六月一日に却下されている。大蔵省側の見解は、「御省為替方と格別廉も違可申、すなわち、新貨幣為替方の業務は公金出納を行う為替方の業務とは異質であるといふのであつた。これによつて小野・島田両家は新貨幣為替方から排除されたのであるが、この後三井が「為換座」を創立し、大蔵省兌換証券の発行に關与する特権を得たことにくらべて、同じく大蔵省為替方として官金取扱に従事してはいても、小野・島田の立場はいちだんと弱まったといえよう。したがつて、小野側からは、失地回復の試みとして、七二年二月小野善助、岡田平蔵兩名を社中惣代とする私名為換座¹⁰⁾バンク創立の出願が行われたのである。小野組が提出した願書は、次のごときものであつた。

以書付奉願上候

日新開化之御時勢ニ不可欠者バンク之枢要タル事、今更奉申上候迄も無之、既ニ其段御概見被為在、御用為替座ハ三井組エ被仰付、其外御主法之途モ粗伝承仕候。就テハ私儀、人事報國之一端ヲモ相勸申度志願ニ付、有志之者同心協力仕、私名為替座取結、幣財融通之途盛ニ取開、東京・大阪ヲ根軸ニ仕、西京・神戸・長崎・横浜共出張座取建、衆民之便利ヲ助ケ候様被仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候。此段奉蒙官許候上ハ、兼テ内談罷在候華族方其外諸民有志之財等取纏メ、凡三百万両迄之備金御点檢ヲ可奉受。規則之儀ハ歐羅巴各洲私名バンク之法ニ基付、其上内地人民之性情ニ適応可仕様、明細良法取調可奉同候。何卒格別之御訳柄ヲ以、願之通私名為替座被仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候。依之此段奉願候以上。

小野組は、五代友厚を介して大蔵省の井上・渋沢に強く働きかけたとされている¹⁰。この私名為替座¹¹銀行設立出願が、すでに決定されている政府―大蔵省の方針を敏感に察知してなされたことは当然推測されよう。ただ、この出願書は、創立されるべき銀行の内容についての具体的な説明を欠いており、大蔵省の方針をどのように受けとめていたかをこれによって明らかにすることはできない¹¹。少くとも右の創立願書の文面のみから判断するかぎりでは、小野組から提出された銀行案は、伊藤構想のごとく公債証券を抵当とする銀行券発行を意図したものではない。ここでは、「華族方
 其外諸民有志の財三〇〇万円」までを資本金として、西京、神戸などに支店を設けることが述べられているが、準拠すべき「欧羅巴各洲私名バンク法」がどのようなものであるかは、いまだ明瞭にはしめされていない。むしろ座方普請などに日数を要するため、とりあえず「私名バンク」の名称の官許を得ることが、この出願のねらいであったようにも思われる。したがって、この小野組の銀行設立出願が大蔵省首脳部の意をうけて、その直接の指示によって行われたものとは考えにくいのである。小野組からの出願にたいして、大蔵省は「バンク名称之義ハ開業之節可差許モノニ付、即今方許可致候義ハ難相成候。尤追テ一般之成規ニ従ヒ、バンク創立之見込ヲ以差向家屋建築之義ハ不苦候事」との指令案を付している¹²。このほか、この時期に出願された他の場合についてもほぼ同様の事情にあった。したがって、七二年二月ごろまでの大蔵省首脳の意向は、三井単独による銀行設立を中心にしていたとみられよう。

それでは、三井、小野共同による銀行設立計画は、いつごろ、そしてどのような事情から生まれてきたのであろうか。

- (1) 『渋沢栄一伝記資料』第三卷 二九一ページ
- (2) 同右 第三卷 二九二ページ。
- (3) 「大元方内番状之留」三井文庫所蔵史料 本六二二、「稿本三井家史料」高喜 九八四ページ。
- (4) 『稿本三井家史料』高福 一七五〇ページ。

(5) 前掲「大元方内番状之留」三井文庫所蔵史料 本六二二、本稿一九七ページ参照。

(6) 「内番状刺」三井文庫所蔵史料 本六二四、「稿本三井家史料」高福 一七七—一八二ページ、同 高喜 一〇—一八ページ。

(7) 「貨政考要」〔集成〕第一三卷所収) 四二二—四二三ページ。

(8) 「大阪別紙留」三井文庫所蔵史料 別七八九、「稿本三井家史料」高福 一六四五—一六四六ページ

(9) 「会社全書」〔日本金融史資料〕明治大正篇 第一卷所収) 四三—四四ページ、「紙幣寮関係史料」(同書 第四卷所収) 一三八—一三九ページ。

(10) 『三井銀行八十年史』六五—六六ページ。

(11) 宮本又次氏によれば、小野善雄家文書に年月不明の「小野会社銀行ノ大略」という文書があるという。氏はこれを、「(明治)五年二月小野組が私名為替座・小野(組)バンクの創立願書を提出した頃の案文」で、小野組の単独銀行案であるとの推定をくだしている。(宮本「三井小野組合銀行について」〔大阪大学経済学』第一六卷第四号) 二八—二九ページ。なお、「明治初年における小野組経営機構の改革」〔史的研究金融機構と商業経営』所収) 三一—三八ページ以下を参照。しかし、これは同年六月三井小野両組が合同で銀行設立を依頼した時期における、これについての小野組側の構想とみるべきであろう。理由は後述する。

(12) 前掲「会社全書」〔日本金融史資料』第一卷) 四三—四四ページ。

三井組と小野組とを合同させて、あらたな銀行を設立させようとする大蔵省側の働きかけは、三井側の史料が示すかぎりでは、七二年四月一四日を最初とする。この日、渋沢栄一は三井高喜、同高朗、三野村利左衛門、齊藤純造ら三井組首脳部を私邸に招き、小野組首脳部と同席させて、「一同へバンク開方御内話」をおこなっている。小野組側からは、小野善右衛門(西村勤)、行岡庄兵衛、古川市兵衛が出席していた。いわば、七二年三月に小野組の出願にたいする指令がなされてから、ほぼ一ヶ月後の四月上旬には、三井、小野の合同による銀行設立計画が生れているのである。

この間、渋沢、芳川らによって着手された条例草案の編成が、どのように進められていたか、は明らかではない。ただ、二月一五日付で在米の大久保、伊藤に送った井上、吉田清成連名の書簡には、次のように記されている。

紙幣会社創立之儀も追々反覆審議いたし、最前伊藤君之御調により更ニ正金活用之方法を加へ、是非近々決定施行之心得ニ御座候。

即今バンク之創立を唱ゆる者比々相喧しく、却て其弊害を恐懼し、最早予防之設無之てハ不相成程の勢ニ候。故ニ勉テ確実之制を以て一定之法を定め、其規範中ニ入るハ之を允し、否れハ之を抑ゆるの保護法を要せざる事と奉存候。我邦人之遷善果して迅速なる歟、抑輕佻浮薄流風を越ふの習俗にして然る所以歟、御賢者可被下候。

右の書簡中にみえる「規範」が、どのようなものとして考えられつつあったかは、東京銀行設立出願にたいする井上らの態度によってある程度推測することが出来よう。³⁾井上は不認可の理由について「東京会社ノ如キハ其財本過半ハ官府ニ属シ、已ニ官民混同スヘカラサル結会ノ大本ニ相悖リ候時ハ、向後之情形如何可相成哉憶測仕候ニ、終ニ官府專制之弊害ヲ生シ、只世上一般之公益ヲ不起而已ナラス、却テ官民共ニ其害ヲ蒙リ、結句会社瓦解之場合ニ立至リ候ハ必然之勢ニ可有之」といっている。⁴⁾東京銀行の設立計画が、西郷ら留守政府の保守派の支援によって進められたという事情もあつたが、これを不認可とする一方で三井、小野にたいする積極的勧誘がおこなわれていることは、井上・渋沢ら大蔵省首脳部がこれらの特権的豪商に依存して銀行を設立しようとする方針をしめしている。そして、この背後には、維新政府の成立以来一貫して政府財政と密着してきた為替方の再編成が志向されていたと考えられるのである。

いわゆる為替方は、一八六七年一二月金穀出納所の創設にともなつてはじめて設けられた。明治政府の財政機関に付属して官金¹⁾国庫金の出納を担当し、また官金の融通を行う任務をもっていた。財政的裏付けを持たずに成立した維新政府は、特権的豪商の金融力に依存し、これを財政機構の一部に組み入れたのである。とりわけ三井、小野、島田の三家は、中央財政機関の国庫金出納を担当し、また大蔵省以外の各省庁の公金取扱にも関与していた。しかしこれらは、創成期においてなしくずし的に成立した未成熟な国家権力との共生関係にもとづく無原則的特権であり、近代的財政制度が確立する過程では、当然変革されるべきものであった。

統一的予算制度は、近代国家における行政遂行の基礎をなし、国庫統一はその前提条件をつくるものである。⁵⁾廃藩置県による租税徴収権の全国への拡大は、国庫統一、財政の統一的運営を可能ならしめる上で、重要な意義を持つてい

た。周知のごとく、雄藩連合として成立した維新政府の財政的基礎は、旧幕府天領ならびに奥羽諸藩の没収領地を主とする直轄府県からの貢租収入であり、これを海関税収入などがわずかに補っていたにすぎない。そのため統一の権力を維持するために、巨額の不換紙幣や公債を乱発しなければならなかったのである。⁽⁶⁾しかも、一八六九年版籍奉還実施後も新政府直轄地以外では依然藩体制が温存され、多くの藩財政は崩壊寸前の状態に陥りながらも、新政府の中央財政にたいする独立性を保持していた。新政府は、この藩財政の独立性に制肘を加えつつ、漸次これを統制下に置く措置をとったが、藩体制の存続自体を根底から否定するものではなかった。⁽⁷⁾しかし廃藩置県によって藩体制はいつきに解体され、あらたに中央政府に直結し中央集権的支配機構の末端部分を構成する行政機構として府県が編成された。⁽⁸⁾そしてまた、中央集権的財政制度の樹立と、統一的な税法の確立が要請され、こうした状況に照応した国庫金出納機構の改革が必要とされるにいたったのである。これが「為替方」の再編成を含むものであることはいうまでもない。

国庫制度の統一は、税法改革との関連で進められねばならなかった。

維新政府成立当初は、石高——現物貢租制の旧慣が継承されたが、統一的な新税法樹立の必要性ははやくから認識されており、神田孝平の田租改革建議にみられるごとく、現物貢租制の矛盾を指摘し、自由な売買を通じて定まる地価を地租算定の基礎とする沽券税法採用の主張も生じていた。地租を金納化する方針は、廃藩置県を待たずにすでに確定しており、七二年五月の太政官布告をもってなされた田畑貢米の石代納許可も、将来における金納化にそなえたものといえよう。

しかし、地租金納制に移行するためには、その前提となる諸条件が整備されなければならない。国庫統一との関連でいうならば、廃藩置県以後の府県体制に照応して、府県で徴収された租税金の收取機構を中央政府に直結する形でこれを統一的に制度化することもこの条件の一つであった。この点について、一八七二年四月租稅權頭松方正義は、次の伺

を提出している。⁽⁹⁾

租稅米金送納之難易は大に地方之煩慮すべき事にして、而も收稅之事務拳否關係する處なれば、渋滞淹留すべからざる様適宜之方法相設度、現に米穀廻漕之事は賦通寮に於て議案中に付、暫く其決議をまち施行可致。然るに貢金之儀は各地方より遠路輸送之上、上納致し候は如何にも手重之義ニ有之、且駄送之斤量又は宰領等之人員等、夫々金數之都合ニ依り、從て入費之多少も有之候儀故、譬へは一千元或は二千元之收額有之候共、夫而已駄送候ては斤量志駄に不充して、宰領等之費用迄多分之諸費相掛り候儀故、收額貳三万円に至るを待送納候様之仕来ニ有之、即貳三万円に充る之間三四ヶ月或は七八ヶ月も空敷金庫或は預ヶ人之手に差置候義故、其金利暗に損するもの不少、一月貳千四百ソツと見替三府七拾貳萬高拾五万円ナリ。其月零分之利子千五百円也、其三ヶ月ハ八千五百円ナリ。而して政府臨時費用之欠乏あるに於ては巨商に課して其金額を借入し、若干之金利を払与候義にて、我か尠有之貨幣を包蔵して却て金利を出して他人之貸与を仰ぐものに均敷して、其得失不待論也。是運輸之不便より生せる之損耗にして、而も目今租稅頭之職に於て大藏卿輔に對し痛患せざるを不得義ニ有之。仍て審案候処、米國等にては各部へ夫々租稅收納之官員を派出して直に收納し、其稅額を各日之為替手形にして本寮へ送納する之手統之趣に有之。前途見込之通、總て金納之収方に改正候上は猶良法も可有之候得共、目今適宜之方法は三府七拾二県之斤下へ為替方之出張を設けしめ、

此儀為替方をも一応相糺候處、現今斤下へ三井小野両店之出店有之候分も多分有之、未出店無之土地と雖も、從來取引之商店等有之候義に付、為替取組之義一切差支無之旨申立、勘考候處出店有之候土地は勿論之義にて、未だ出店無之土地は三井等兼て取引之商店へ約束を結、為替方出張所之名義を以て、三井其外と或る商店との約束は政府に於ては是を詳知せず。専ら三井其外之出張所とす。為取扱候得は、其設簡易にして其功許多と相考申候

〔付箋〕

為替方之称呼は従前三井組と十人組との合併にて因襲せしなれとも、組合方法精確とも難申哉ニ付、各地分派等之儀ハ三井組又は小野組と區別いたし、各其身元を正して担保相立候様、当分之処取究申度、尤も往々真成之銀行組候次第にも相成候ハハ、其銀行にて為取扱候て可然候事。

但此銀行とて詰り三井小野杯に於て慥成方法に抛り為組立候様可相成と存候事。

県庁之収額を一ヶ月兩度即十五ツ、其金額之多寡を不論、為替手形を以て送納為致、各県庁平常之出納金預け分をも為替方出張所へ為取扱候得は、第一県庁金預方確実にて、殊に県庁出納向取締相立候一助ニ相成、若干之貨幣運送之冗費をも省き、留滞之損耗を防ぎ、従て政府臨時費用之欠乏を補ひ租稅寮収稅之事務に於て完全を得候儀と勤考仕候。右は租稅上納方便宜一偏之主論にて、貨幣各方ニ沈滞し流動旋転を得ざるは經濟上に於て頗る得失も可有之。且式分判其外旧貨幣收却方之御法案も可有御座候間一概に前書之通施行可致との議には無御座候間、猶御審案之上無妨に於ては夫々仕方等取調、猶相同可申候得共、先以大意相同候也。

松方租稅權頭（松方）

〔大藏省租稅寮第一類第十三冊〕

引用が長文にわたったが、要するに松方の提案は二つの要素からなっている。第一には現物貢租部分の徴收機構の整備が駅通寮で審議中であることと平行して、金納された部分については為替方の組織を通じて中央政府への送納を円滑ならしめようとするものであり、ここには地租金納制に移行するための準備が意識されていることが注目されよう。云うまでもなく石代納制を拡大しようとする方針に照応している。そして第二には廃藩置県によって成立した新行政機構としての府県の財政収支を、中央政府の財政機關の一分肢ともいうべき為替方を通じて統一的に掌握しようとする意図である。これらはいずれも廃藩置県後の新たな段階における明治政府の体制強化にとって極めて重要な意義を有するものといえよう。そして、これらの要請にたいする打開策が、国立銀行制度の創設の過程で考慮されることになったのである。

(1) 東京大元方「日記」三井文庫所藏史料 本七三五、『稿本三井家史料』高喜 一〇二四ページ。

(2) 「井上侯関係文書」一一 三井文庫所藏 井侯 W・四一六二五、『世外井上公伝』第二卷 二七六ページ。

(3) 前掲 田中生夫「明治四年の銀行論争」二四六ページ、「会社全書」〔日本金融史資料〕第一卷 一九ページ以下、「貨政考要」〔集成〕第一三卷 四一四ページを参照。

(4) 前掲「会社全書」〔日本金融史資料〕第一卷 二一ページ。

(5) 遠藤湘吉「財政制度」〔日本近代法発達史〕4所収、池田浩太郎「官金取扱政策と資本主義の成立」〔明治初期の財政金

「融政策」清明叢書1所収。

(6) 前掲 遠藤湘吉「財政制度」二二ページ、丹羽邦男「明治維新の土地変革」第一篇参照。

(7) 高橋誠「明治財政史研究」二二ページ。

(8) 大石嘉一郎「日本地方行政史序説」四六ページ。

(9) 「井上侯建議要項」(第一原写本) 四 三井文庫所蔵 W・二一—。

さて、右の松方の伺に付した渋沢栄一の註記は、為替方の改変を志向するものであり、国立銀行条例の編成とも関係する重要な内容を含んでいる。これの検討にさきだつて、まずこの松方伺が提出されるにいたつた背景についておくことにしよう。

石代納制の普及にともなつて、貢租を金納するものは次第に増加している⁽¹⁾。しかし、一方では現金通送機構の不備のために、徴収された租税金の国庫への収納が円滑におこなわれなるとの弊害が生じていたことは、前掲した松方の伺が述べている通りである。こうしたなかで、大蔵省は七二年三月二日「諸国貢米金上納ノ場所及ヒ其皆済期限」を定め、⁽²⁾同時に次のごとき指令を發している⁽³⁾。

貢金之儀ハ、取立次第速ニ上納可取斗筲之処、手数ヲ厭い候ハ、自然本県外廻金有之候共、為替方其外掛改等為取扱候町人共へ預ケ置、相応之金高ニ纏候上納方取斗候向も在之様聞、不都合之次第ニ付、自今左之通り相心得、精々納方涉取候様可取斗事。

一 貢金之儀、東京出張所へ差立候分、日限、金高、通貨之種類等明細相認メ、都度々々ニ無遺漏租稅寮へ可届出候。

一 出張所ニおいて、本県外貢金廻着次第、着日限其外金高、種類等同様相認メ、廻着翌日租稅寮へ可届出事。

一 着金之分、為替方或は掛改等為取扱候町人共方へ預ケ置候儀も有之候ハ、預ケ証書写相添、相預ケ候翌日無相違租稅寮へ可届出事

一 為替方并掛改等取扱候者、貢金相預ケ候ハ、員数其外前条之通り明細相認メ、預り候翌日本人方直々租稅寮へ可届出旨確と申付可置事

但大阪為替座ニテ預り候分、同様相心得、同所出張租稅寮へ可届出事

一 東京ニおいて貢金掛改等為取扱候者、身元等相札し、名前、宿所前以租稅寮へ可届出事
右之通可相心得事

壬申三月二日

大蔵大輔 井上 馨

そして同年三月、為替方からは「御用金御請納并為替取扱方」にかんする規則書が、出納寮に宛てて提出されている。^①
この規則書のうちから、主要なものを抄出しよう。

- 一 京坂之儀ハ、都て御寮於御出張所同様之御取扱ヲ以奉相動候。且横浜之儀ハ、上納金有之候節ハ二日目毎ニ御届奉申上候事。
- 一 京坂其外御寮御出張所より東京御廻し金、又ハ東京より京坂御廻し金とも為替を取組、其節手形差上請取納方御取扱可仕事。
- 一 於横浜御渡金有之候節ハ、東京同様御切手形横浜為替方と申宛ニ相認被下度、横浜御預金之分を御入用之節ハ、何時ニても東京ニおいて上納可仕候事。
- 一 三都ハ勿論、横浜、神戸其外枢要之土地へ為替方出張所仕候。尤是迄在来之於出店、何時ニても為替出納御用良弁相動可申事。
- 一 諸国出張為替方、於其地請取候金子之儀ハ、何時ニても道中日数不拘為替ニ取組、於東京上納可仕候事。
- 一 開港場ニて外国人へ至急御渡方相我候洋銀等、何時にても差支なく調達可仕候。其外御預金品ニ不拘、御入用之金銀引替相納可申候事。
- 一 右ハ是迄奉相動候振合ニ御座候得とも、若御不弁理之廉も御座候へハ、何様共御下知次第、無差支奉相動候。

右によつて、この時期の為替方の機能がある程度まで知ることができる。新政府成立の後も各藩においては、旧来の藩権力と結びついた特権的商人をそのまま為替方として利用していた。これらは各地の事例にみられるごとく、為替方、御用達、掛屋など名称はさまざまであったが、中央財政と密接に結びついた三井や小野は、次第にこの部分に進出しつつあった。とりわけ新貨幣為替方御用から排除された小野組の場合、この面への進出にはいちじるしいものがあったのである。

別表は、この時期における為替方三家の府県への一応の進出状況をしめしている。

国立銀行制度の成立と府県為替方（岩崎）

為替方三家の地方進出状況（1872年4月）

	県出納取扱	出張店既設県	出張店開設予定県
三井組	神奈川(横浜) 新潟(新潟)	静岡(静岡) 岡崎(名古屋) 愛知(松坂) 度合	木更津 島根 根賀 新治 津島 敦賀 和歌山
小野組	兵庫(神戸) 滋賀(大津) 犬上(長浜) 浜松(浜松) 長野(長野) 群馬(高崎) 入間(川越) 若松(若松) 福島(福島) 宮城(仙台) 岩手(盛岡) 青森(青森) 置賜(米沢) 山形(山形) 奈良(奈良)	長崎(長崎) 豊前(出石) 盤城(平) 三重(四日市) 山梨(山梨) 水沢(一ノ関)	秋田 田代 足石 羽柄 岐柄 阜木 酒田 東石 八代 磨高 尾知 尾尾
島田組			茨城 柏崎 石川 埼玉 都宮 本熊 額筑 田摩

(注) 三井文庫所蔵史料 追782による。()内は出張店所在地。

これは、七二年四月一九日付で為替方三家にたいして租税寮が、「三府七拾五県庁下江銘々現在出店有之候分、来ル廿二日朝第十字迄ニ無遺漏可認出」と命じたことに応じて、為替方から提出されたものである⁽⁵⁾。前掲松方伺にある「為替方をも一応相糺候」とは、これをさしている。もとより為替方からの届書は、七二県のすべてを網羅しているわけではない。この届出について三井側の史料は、「小野方ハ近頃諸方江出店、於県下出納相勤居候ニ付、差向右御用無差支取扱出来、名代性名書上ケ候箇所式拾軒⁽⁴⁾、尚近々出店申立候場所五・六ヶ所」を申し立てたが、為替方筆頭である三井からは、「小野方ニ箇所相劣り候てハ不尽力ニ相当り候得共、至急人備も難相立、不得止事出店名代等書上ケ候場所五箇所、近々

出店申立候廉八ヶ所」をあげるにとどまった、と伝えている。⁶⁾このうち「在来御用相勤居」すなわち七二年四月以前にからすでに県為替方業務を行っていた県は、三井組が二県であったのにくらべて、小野組は一五県を数えており、小野組が府県出張店の拡大に積極的であったことをしめしている。また届出において開設予定とされていた部分については、これらのすべてがこの時点におけるおのおの勢力範囲をしめしているわけではなく、為替方三家間の談合によって配分されたとみられる。そして租税寮の指示がその意図するところを具体的にしめしていなかったこともあって、これを受けた為替方三家の側にも若干の混乱があり、この後まもなく三家間では申し合わせによる分担区域を無視してまでの猛烈な権利獲得の競争が開始されている。⁷⁾また島田組は開設予定として八県をあげたにとどまっており、ここに為替方廃止から国立銀行設立の過程で為替方三家のうちで島田組のみが脱落する理由の一つをみることができよう。

このように、七二年三月から四月にかけて府県財政と租税金送納に関与する県為替方業務への規制が試みられているが、この過程で為替方三家にこれを集中する方針が確立するにいたったと思われる。松方の伺はこのような状況のもとで提出されたのである。

つぎに松方伺に付した渋沢の注記の検討にうつることにしよう。

- (1) 「地租改正例規沿革概要」(『集成』第七巻所収) 一七五ページ。
- (2) 同右 一七二ページ。
- (3)(4) 「諸伺届書類」三井文庫所蔵史料 本六二五。
- (5) 「大元方(公用)諸願伺届録」三井文庫所蔵史料 本一三〇四。
- (6) 「伊勢状留帳」三井文庫所蔵史料 本二一六〇。
- (7) たえば、為替方の届書で三井組の持場とされた敦賀県の場合、三井組が六月中に名代堀口嘉右衛門を派遣して同県に出願

したところ、すでに島田組が為替方を命じられて預け金をうけとった後であった。しかも、つづいて小野組からも出納取扱の出願がなされたほどの激しい競争が行なわれたが、三井組大元方の書状はこの間の消息を、「其節県より仰ニハ、為替方三家可

申付儀、銘々場取勝之様致出張、家柄不似合之所置と御噂も有之候様子此節承り候。全外両家先勝之所置、何共不都合千万、苦々敷事ニ候」と述べている。（『大元方内番状留』三井文庫所蔵史料 本六一三、『稿本三井家史料』高喜 一〇六〇ページ。）しかし、事情は三井にしても同様であった。小野組が開設を予定していた三重県においては、三井組松阪店が同県に強力に運動して、ついに同県為替方の権利を獲得せるにいたっている（『伊勢状留帳』三井文庫所蔵史料 本二一六〇）。その他山口県の事例として『会社全書』（『日本金融史資料』第一巻 所収）五〇ページ参照。

松方が提出した同について、大蔵省の内部でどのような論議がなされたかは明らかではない。しかし、渋沢の注記が、この審議の過程で加えられたものであることは間違いない。

渋沢は、自分の間の措置としては各地に設けられる為替方各家の出張所相互の担当区域を明瞭にして担保を提出させることにし、将来国立銀行が設立されたのちは、これに為替方の業務を移行させることを考慮している。ここには当然府県為替方の業務も含まれる。しかもこの銀行が三井、小野等によって設立されるものであることを述べている。いわば、府県の出納を担当する県為替方業務を為替方三家に統一することからさらに一步を進めて、これをやがて設立される国立銀行に移すことが意図されていたといえよう。

ここでの国立銀行は、大蔵省の出納機関である為替方三家にかわって、国庫金出納をその主要な機能の一つに持つべきものとして構想されていた。それは、為替方を統一的に吸収することによって地租金納制への移行を可能ならしめるための全国的な徴税機構と、廃藩置県後の体制に照応した府県財政とを掌握しうる、極めて広範囲にわたる機能を有するものなのである。したがってその前提として、まず府県為替方の為替方三家への集中が企てられたとみることができよう。この見解が七二年四月の時点で、しかも国立銀行条例編成の当事者である渋沢——吉田が洋行してから渋沢は大蔵省において実質的に井上に次ぐ位置にいた——によってうち出されていることに注目しなければならぬ。

松方の同は「当分之内出店有之分、為替規則等詳細相立可致処分」と決し、ついで同月中に井上から為替規則などを

添えて正院に上申されている。⁽¹⁾そして七二年五月一日、まず為替方の出張所が既設されている府県から「府県為替方」が発足した。⁽²⁾同時に、為替方が出張店を持たないその他の県にたいしても次の通達が出されている。⁽³⁾

出店無之 府県

其庁御用金預方并上納金為替之為メ追て三井小野島田組為替方出張可為致管ニ候得共、向後租税金之儀ハ一ヶ月両度^{十五日}金高之多寡ニ不拘上納可致。且納金於無之は其段可相届。猶為替方出張之節ハ別段可相達事。

但租税金為替送納之儀、從來庁下身元確實之ものへ為取扱来候向ハ其名面并為替先之名面相届可申。且大阪租税寮へ仮納之儀達置候分は、向後大阪東京便宜之方へ送納之積相心得、納所之儀は兼て可届置事。

このようにして、国庫金出納統一の第一歩として、まず府県為替方業務の為替方への集中がはかられたのである。

三井、小野の合同によって新たな銀行を設立せしめようとする大蔵省首脳部の構想は、右に述べたような国庫金出納機構の改革と関連させて考えることによって理解出来る。このような要請があるかぎり、両者を合同せしめようとする大蔵省の勧誘は強硬にならざるをえない。なぜなら両者の合同による銀行設立の成否が国庫金出納機構の改革にかかわるものであったからである。

しかし、三井、小野はともにこの合同に難色をしめしている。府県為替方が設けられたこの時点ではいまだ官金取扱の国立銀行に移管する方針は両組へは伝えられていなかったであろう。しかし、府県為替方の特権獲得をめぐる競争に端的にしめされているごとく、三井、小野両組は地方における勢力拡大のために鋭く対峙していた。しかもそれぞれが独自の銀行設立計画を有していたことでもあり、これに同意したいことは容易に推測しうる。したがって、国立銀行条例草案の編成が漸く最終的段階を迎えた五月二一日、井上、渋沢らは両組首脳に出頭を命じ、不和を解消して銀行創設に尽力すべく、官金取扱の免除をふりかざして恫喝を加えるにいたった。⁽⁴⁾この時渋沢は、みずからの意図を次のように述べている。⁽⁵⁾

生之愚案にハ、先右之大喝一声にて其心胆を相挫き、真実之見込に回復せしめ、然後ハ曾て申上候準備金合併之方法にて会社創立をも御聞届相成、其他尚誠精之心術表呈之事実を為相立、為替方之事務に於てハ別て確実之方法に拠り（従来之為替方ハ是迄通両家へ申付置、唯出納寮最寄ニ堅牢之金庫を両家方為取立、公金を私之融通に供するの弊害方一にも予防いたし度、尤其動向ニ付てハ相応之御手当ハ被下候方歟、将又諸方為替之義も此程之廻議之通、先御命し相成候方、今日より新ニ為替方等御命相成候より穩当之御処置にも相成、其事務も御弁理いたし）且官府之御都合ニ可相成と奉存候。百事精確に取扱候様更ニ方法等取設候ハ、万御懸念も有之間敷、且両家規格等も決て無之事と被存候。

官金取扱の停止は、両組にとつていわば致命傷ともいえるものである。ましていまや府県為替方業務は、両組が新たな利益を生み出すものとして拡大につとめているものであった。井上がほめかした官金取扱の停止は、当然これをも含むものであり、むしろこれを含むことが両組にとつてより大きな衝撃であつたと思われる。したがつて、この切り札をもつて迫つた大蔵省側の強硬な説得に屈した両組は、ついに五月二七日にいたつて「此方（三井）小野両店にて大バンク相建、引換所拵置」⁶くことを決定したのである。

官金取扱の停止がたんなる恫喝にすぎないことは、先に掲げた渋沢の書簡によつても明らかである。当時において三井、小野両組はいわば最大の豪商であり、また政府と不可分に結びついた為替方としての実績からみてもこれら両者に匹敵するものはなかつたといつてよい。しかし、国庫金出納の統一を実現するには、それぞれが単独に銀行を設立するのではなく、両者の合併による必要であつた。そして、そのためにはあえて強硬な説得をしなければならなかつたのである。同じころ国立銀行条例草案はほぼ編成を終えている。しかしそれには両組の合併の成否が深くかわつていたと思われる。

六月五日付井上の渋沢宛書簡には「過日来種々御苦配を懸、何とも恐入申候。生も今日を出兵仕候て八日九日之間には帰東之積ニ御座候。就而はハンク一件は最早留守中迎も正院江御差出可被下候」⁶と記されている。こうして一切の準

備を終えた国立銀行条例は、金札引換公債証書発行条例とともに、六月一七日付で正院に上呈された。⁽⁹⁾そしてその翌八日、三井、小野両組からは合同で銀行創立願書が紙幣寮宛に提出されたのである。⁽¹⁰⁾

(1) 「井上侯建議要項」四(第一原写本) 三井文庫所蔵 W・二一〇一、「明治財政史」第四卷 一一二ページ。

(2) 「大蔵省沿革略志」(『維新産業建設史料』第一卷所収) 一九七ページ、『明治財政史』第四卷 一四一ページ。

(3) 「井上侯建議要項」四(第一原写本) 三井文庫所蔵 W・二一〇一。

(4) 『稿本三井家史料』高喜 一〇二八ページ、『三井銀行八十年史』六三三ページ、拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号) 二〇〇ページ、三井組東京大元方「日記」三井文庫所蔵文書 本七三五。

(5) 七二年五月二四日付井上馨宛渋沢書簡「渋沢栄一伝記資料」第三卷 三七三ページ。

(6) 三井組東京大元方「日記」三井文庫所蔵史料 本七三五、『稿本三井家史料』高喜 一〇三五ページ。

(7) 両組が合併にふみ切った理由は、云うまでもなく両組が合同して設立する銀行に官金取扱業務が移行される見込が明らかになったからである。三井大元方内番状は「此方小野同道、度々御同所(註・渋沢一筆者)へ出張、御規則等迄御内々拝見いたし候処、大蔵省御用向一般バンクへ被仰付候御規則ニ付、合併之儀御断申上度候得共、左候てハ御本省御用向ニ相放レ候次第、無是非此方小野合併、セ舟万両(註・二〇〇万一筆者)之バンク相建可申」と記している。「内番状留」三井文庫所蔵史料 本六二一、『稿本三井家史料』高福 一八三ページ。

(8) 『渋沢栄一伝記資料』第三卷 二一九ページ。なお、同書ではこの書簡を七一年六月のものとしているが、文面から判断して七二年とすべきである。また、六月九日付在英吉田清成宛大蔵省公書は『「ハンクノート」モ着候テ、会社並定規等モ両三日前夫々協合候テ、最早正院へ相同候故、免許次第組立候都合ニ相運ヒ申候。三井、小野モ「カピトル」ヲ「ジョーイント」致シ候テ、誠以好都合」と伝えている。(在英吉田少輔往復書類)『集成』第一〇巻所収) 二九六ページ。

(9) 「井上侯建議要項」(『日本金融史資料』第四卷所収) 五五ページ、「貨政考要」(『集成』第一巻所収) 四二二ページ。

(10) 「銀行動方」三井文庫所蔵史料 本四八一、前掲「貨政考要」四二九ページ、『三井銀行八十年史』六六ページ。

三井、小野両組から提出された銀行創立願書は、「両組共全ク協力仕、差向金貳百万円ヲ目的ニ致シ、確實之銀行共立仕度」とし、「往々五百万円之合集ニ相満候様仕度」と述べている。⁽¹⁾これは願書の原案では、「私共協力仕、差向金

貳百万円上納仕、追々同苗ハ不及、諸向財本株切手相弘、募高金五百万円之為換座御免許被成下置候様」となっていた。⁽²⁾また、原案にない「従来奉務罷在候御為替方ハ勿論、其外臨時御用向共、都而右共立之銀行江被仰付、是迄之通戮力奉事仕度」との官金取扱の継続願が加えられている。そして銀行規則等については、大蔵省が正院に上呈した国立銀行条例のなりゆきをみて、これに照準するものとしている。したがって、この創立願書からは、創立されるべき銀行の具体的内容を知ることができない。ただ、宮本又次氏が紹介された「小野会社銀行ノ大略」によって、第一国立銀行の組織が確定する以前の過渡的な段階における構想をある程度まで知ることができる。

「小野会社銀行ノ大略」の前文は次の通りである。⁽³⁾

既ニ許可ヲ得テ開業セントスル銀行ハ、亜米利加ノナショナル「バンク」ノ法則ヲ正金「バンク」ト折中シテ規則ヲ定メタルモノニシテ、当今財本五百万両ヲ積ム。而テ追々財本ヲ増加スルノ趣法ナリ。是迄種々之論アリテ、当時小野・三井合同共和シテ互ニ助け合、弘ク内外ニ及サントス。財本五百万両ハ二百五十万両ヲ兩名ヨリ始出シ、銀行券ノ引換ヲ一ニシテ銀行ノ業ヲ別セントスルノ論或ハ皆合同スルノ論アリ。大蔵省ニ於テ諸規則ヲ調べ、昨今正院ニ伺ヒ中ナリ。

宮本氏は、これを七二年二月に小野組から提出された単独銀行設立の構想と推定されているが、右の前文から判断するかぎり、これが第一国立銀行に関するものであることは明らかである。先にも触れたように、三井、小野両組の合同論があらわれるのが四月以降である。そして井上らの勧奨によってやむなく合同にふみ切った後も、両組の間では合併方法をめぐって協議が続けられていた。右の「大略」は合同にふみ切った後のものであり、「既ニ許可ヲ得テ」云々は八月一五日の創立認可指令にあたるとも思われる。もとより、これは小野組の立場からの構想ではあっても、ここには渋沢ら大蔵省首脳の高い意向がしめされていると考えてよい。

「大略」では、まずこの銀行がナショナル・バンクとゴールド・バンクとを折中したものであることを述べ、ついで「銀行職業ニ関スル利益」を為替金、預り金、百商売買取扱、府県掛屋、金銀貨幣商法のそれぞれに分けて論じている。

このうち「上ハ官金ノ出納ヨリ、下は百商融通ヲ成ス」為替取扱を銀行の第一の職業であるとしているが、これとの関連で「銀行創業ノ功最益ナルベシ」とされたのが、次の「府県掛屋ノ益」である。

右ハ小野掛屋ノ許可ヲ得テ出店シタル三十八九県管下ノ租税必ス此銀行ノ内ニ入り、必ス此銀行ノ融通トナル。仮令ニ推算ス。吾國ノ租税三千万兩ト見ル。其半高、則一千五百万兩此銀行ニ入ル。故ニ四分ノ一ノ融通ヲ成スト見テモ、凡四百万兩之遊金アリ。天下ノ通宝、幣財ヲ空ク停止束薄スルノ道理ナシ。故ニ銀行ノ規則自融通シテ、以テ足ヲ得ルノ道アリ。

ここには、府県掛屋すなわち府県為替方の業務が、創立される銀行の主要な業務となるべきこと、そしてこれが前期の資本に大きな利益をもたらすことが、明瞭に示されている。これが先に述べた七二年四月の松方向にたいする渋沢の注記にみられる構想の具体化をはかるものであることは云うまでもあるまい。

三井、小野両組の合同によって銀行が設立されれば、大蔵省の官金取扱とともに府県為替方の特権もこれに集中される。しかし、これが新設の銀行に集中されることは、同時にこの特権が、彼らによる私的な支配からもはなれることを意味している。むしろ渋沢は大蔵省側は、そうすることによって国庫金出納の統一をめざしていたのである。

- (1) 「銀行動方」三井文庫所蔵史料 本四八一、『稿本三井家史料』高福 一八二ページ、『三井銀行八十年史』六七ページ。
- (2) 大元方「公用諸願同届録」三井文庫所蔵史料 本一三〇四、『稿本三井家史料』高福 一八一―九ページ。
- (3) 官本又次「明治初年における小野組経営機構の改革」『金融機構と商業経営』所収 三一九ページ。

五 府県為替方の成立

井上財政のもとで遂行された国立銀行制度の創設は、国庫金出納機構の統一をその主要な課題の一つとしていた。具体的には、設立される国立銀行に国庫金出納のための中央銀行の性格を備えさせることであった。

この課題は、第一国立銀行創設の過程で実現がはかられた。第一国立銀行は、創立と同時に「大蔵省第一国立銀行金

銀取扱規則」によって大蔵省の官金取扱を委託され、すべての国庫金は同行を経由して国庫に出納されることになった。この過程は、維新以来政府の財政機関の一部を構成した為替方の再編成と表裏をなしておこなわれた。国庫金出納の中央機関となったことにもなつて、第一国立銀行の預金の大部分は官公預金によってしめられていた。⁽¹⁾これが政府の保護によることは勿論であるが、同時に同行を国庫統一のための中央銀行たらしめようとする財政担当者の政策的配慮の結果であることは、すでに述べたところによって明らかであろう。しかし、これにくらべてその他の国立銀行については、官金取扱をなしたのは例外的でさえあるといわれている。⁽²⁾したがって、ここでの第一国立銀行は国庫金出納のかなめとしての機能を持ち、その限りでは他の国立銀行とは隔絶した位置にあつたとみられよう。

しかし、このような性格を持つ第一国立銀行が設立されたとき、すべての国庫金取扱を同行に集中しようとした当初の大蔵省の構想は、大巾な変更を余儀なくされていた。すなわち、「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」の制定と同時に、「省使定額金請払方」とともに「府県貢納金為替方并ニ県費請払出納」などは、大蔵省の金銀取扱方法とは自ら異同があつて該規則に照準し難いとし、この規則に準拠して別個に扱われることになつたのである。⁽³⁾いわゆる各庁為替方および府県為替方がこれである。

云うまでもなく、これによって三井、小野らの特権的商人の官金取扱にたいする既得権は確保され、そしてこれが彼らの重要な蓄積基盤となつたのである。この方針の変更がどのようにしておこなわれたか、を明らかにすることがこのでの課題である。

大蔵省が正院に上呈した国立銀行条例は、七二年八月五日付で「伺之通」裁可された。⁽⁴⁾そしてこの日、大蔵省は為替方三家にたいして、為替方の廃止と預り官金の即納を命じ、同時に三井小野組合銀行にたいして、「大蔵省為替御用掛を申し付ける指令を發した。⁽⁵⁾たしかに、この時まで三井小野組合銀行なるものは存在していなかった。⁽⁶⁾しかし、この前

日（八月四日）には大蔵省出納寮から三井組の三野村利左衛門にたいして、為替方の廃止と三井、小野両家による組合銀行設立の内意が伝えられており、この際、「（為替方の）是迄之取扱方、大蔵省之思召ニ入不申」といって官金取扱規則を作製することの指示がなされていた。⁷⁾そして五日には、三家への指令のあとふたたび三井、小野両組にたいしては「両家組合銀行と被仰出、為替御用被仰付、一中略一即日在来之為替方より両組銀行へ御用金請渡為相済候様被仰渡」たのである。⁸⁾次いで六日「今日より為替方改、三井小野組合銀行と相唱」え、⁹⁾とりあえず従来為替方が使用していた本両替町の旧為替方会所を、銀行仮扱所と改称して業務を開始することになった。¹⁰⁾三井小野組合銀行が、旧為替方とは機構的にも断絶していることは、為替方の廃止と同時に「為替方手代初メ子者下男ニ至迄一応暇遣し、直様抱入申付」る手続をとっていることにもしめされている。¹¹⁾大蔵省の立入り検査は七日に行なわれている。このようにして発足した三井小野組合銀行は、官金取扱業務を開始するほか、大蔵省の井上の命によって、洋銀六〇万ドルの下附をうけて洋銀相場を下落させるための売却をおこなっている。¹²⁾為替方が廃止されたことによって、大蔵省の官金取扱ばかりでなく、大阪府、京都府、宮内省などの官金取扱も三井小野組合銀行に移された。¹³⁾そして七二年八月、さきの出納寮の指示（八月四日）にしたがって、「大蔵省諸省寮金銀出納為替御用、三井小野組合銀行江被仰付候ニ付規定」が三井、小野両組の間で申し合わされている。¹⁴⁾

一方大蔵省は、国立銀行条例の正院裁可を得た後、同月一四日付でさきに両組から提出された銀行創立願書に指令案を添えて正院に上申、翌一五日その裁可を得た。¹⁵⁾そして同一七日に紙幣寮から「銀行創立之儀承届候条、名称第一国立銀行と相唱可申。且開肆之儀者追而可及差凶事」との指令を両組に伝えている。¹⁶⁾これによって三井、小野両組の間では第一国立銀行設立の準備が三井小野組合銀行の開設と平行して進められた。紛糾した合併問題も、九月一日には、「海運橋兜町新造ハウスにて、第一国立銀行開業可致確定」し、頭取以下の人選が決定している。¹⁷⁾そしてこの時両組の間で

は「銀行創立手続に付議定条件」が定められた。¹⁸⁾ 第一国立銀行は国立銀行条例の公布（二月二十五日）を待って二月二日株式募集を公告、翌七三年六月一日には株主の初集会（創立總會）が行われ、八月一日開業にいたっている。

これらの経過からみるかぎり、三井小野組合銀行と第一国立銀行とは、一応別個の存在とみることができよう。三井小野組合銀行は、名称は銀行とはいいながら、実質的には島田組が排除されただけで為替方と変るところはなかった。八月四日の組合銀行設立の内意通達が紙幣寮ではなく出納寮からおこなわれていることもこれをしめしている。これにたいして同月一七日付の紙幣寮の指令は、三井、小野両組の銀行創立願書にたいして与えられた認可であり、ここでは三井小野組合銀行との関係についてはまったく触れていない。両者の関係が明文化されるのは、七二年一月公告された「第一国立銀行株主募方布告」¹⁹⁾ においてである。ここでは、「従来開店せる三井小野之両社は、国立銀行条例に従て第一国立銀行と合併すべし。故に向後両社に由て得る利益は、独り三井の関するものにあらず、又小野の有するものにもあらずして、銀行に關する一般の利益とし、株高に応じ平等に之を算当すべし」（第四条）と規定されている。²⁰⁾ いわば三井小野組合銀行は、第一国立銀行成立後これに吸収合併さるべきものであり、その根拠は同行成立と同時に制定される「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」による大蔵省の官金取扱業務の移管である。したがって、三井小野組合銀行なるものは、第一国立銀行のたんなる創立準備機関にとどまらず、第一国立銀行を創立してこれを国庫金出納を集中するための機関にすることを目的とした為替方再編成の意味を持つことがこれによって明らかであろう。

いってみれば、国立銀行制度の中心となるべき第一国立銀行が、国庫金出納の中央銀行的性格を確立するためにとられた準備過程なのである。このような三井小野組合銀行の設立が、国立銀行条例の廟議決定と同時におこなわれたことは三井、小野両組の官金取扱業務にたいする私的な支配を確保しようとする抵抗をおしきって、国庫金出納機構の統一を強行しようとする大蔵省側の意向をしめすものである。

- (1) 加藤俊彦「第一国立銀行」(『国立銀行の研究』所収)三五ページ以下参照。
- (2) 杉山和雄「金融制度の創設」(『日本経済史大系』5 近代上所収)一九二ページ。
- (3) 『明治財政史』第四卷 二三ページ以下参照。
- (4) 「井上侯建議要項」(『日本金融史資料(明治大正篇)』第四卷所収)五五ページ。
- (5) 「銀行全書」(『日本金融史資料』第三卷所収)四一八ページ、『三井銀行八十年史』七〇ページ、「銀行動方」三井文庫所蔵史料 本四八一、『稿本三井家史料』高福 一八二三ページ以下参照。
- (6) 『三井銀行八十年史』七〇ページ。
- (7) 三井組東京大元方「日記」三井文庫所蔵史料 本七三五、『稿本三井家史料』高福 一八二九ページ。
- (8) 前掲「銀行動方」、『稿本三井家史料』高福 一八三四ページ。
- (9)(11) 前掲「日記」本七三五、『稿本三井家史料』高福 一八三〇ページ。
- (10) 三井大阪両替店「書状」三井文庫所蔵史料 本六八七甲、『稿本三井家史料』高福 一八四三ページ、『三井銀行八十年史』七一ページ。
- (12) 「洋銀売買之儀ニ付約定書」三井文庫所蔵史料 追一六二三。
- (13) 「銀行動方」三井文庫所蔵史料 本四八一。
- (14) 三井文庫所蔵史料 追七七九。
- (15) 前掲「銀行全書」一ページ、前掲「井上侯建議要項」七〇ページ。
- (16) 『三井銀行八十年史』七一ページ、三井組東京大元方「日誌」三井文庫史料 七三五、『稿本三井家史料』高福 一八六五ページ。
- (17) 前掲 東京大元方「日誌」本七三五、『稿本三井家史料』高福 一八六八ページ、『三井銀行八十年史』七一ページ。
- (18) 宮本又次「三井小野組組合銀行について」(『大阪大学経済学』第一六卷 第四号)三六ページ。
- (19) 『第一銀行史』上巻 八三ページ。
- (20) 同右 上巻 八五ページ。

さて、ふたたび府県為替方の設置についてみよう。大蔵省が七二年四月の松方何にもとつて府県為替方を設けてか

ら、三井、小野、島田らがこの特権の獲得をめぐるはげしくせり合ったことはすでに述べたとおりである。

松方の伺では、この府県出張店の開設について「未タ出店無之土地は三井等より兼て取引之商店へ約束を結 為替方出張所之名義ヲ以て為取扱候得は、其設簡易にして、其功許多と相考申候」と述べている。⁽¹⁾ 事実為替方三家の府県出張店の開設は、多くの場合このような方法でおこなわれた。例えば三重県の場合、それまで同県の出納は津の田中次郎左衛門と四日市の山中伝四郎なる者へ命じられていたようである。小野組側はこれにたいして、四日市の油取引先井倉喜兵衛を名代人として県為替方の拜命を出願していたという。一方三井側も「御国内ニ從來之店乍在之、他之關係ニ相成候テハ残念」であるとしてこれを是非とも獲得しようと狙っていた。そして「四日市山中伝四郎方八年來之取引先ニて、当時副戸長相勤、相応之身代、且内々申出候所も在之候ニ付、自然当方江被仰付候得ハ、同家江出張手堅取扱之筈」といってこの山中伝四郎を名代人と定め、ついに同県為替方の特権を獲得するにいたっている。⁽²⁾

三井、小野らの前期的資本が、府県出張店を開設してあらたな流通支配を樹立するうえで、府県為替方の特権はきわめて重要な意味を持っていた。⁽³⁾ したがってこの特権を確保しようとする彼らの願望はきわめて強かったのである。しかし銀行制度の創設にもなつて官金取扱がこれに移されることになれば、当然この新たな蓄積基盤である府県為替方業務もこれに準ずることになる。銀行創立願書を提出した後の七二年七月、三井組大元方の内番状は、「其後上ヶ置之儘ニて何等御沙汰無之候」といって次のように記している。⁽⁴⁾

諸県出納取扱一条も被察候辺ニて、最初之模様とは相替り候様子内々承り候。乍併バンク取建願御聞濟之上ならてハ、如何様模様替リニ可相成哉難計候。何分毎度模様変リ之辺有之、余慶之心配いたし候。別て諸県出納取扱之儀ハ、租税寮より為替方三家へ諸国出張店御尋ニ付、夫々書出し候迄之儀、其以来上よりハ何等之御沙汰無之、然ル所、三家之処申合せ難行届、諸々県々ニていろ／＼不都合有之、毎度心配多困り入候。

大蔵省側の意向を計りかねての不安であろう。そしてここには、府県為替方業務にたいする強い執着がしめされてい

るのである。

先にも簡単に触れたが、七二年八月三井小野組合銀行が発足する際三井、小野両組は大蔵省の官金取扱業務についての申し合わせをおこなっている。⁽⁵⁾これはそれまでの旧為替方の官金取扱が「大蔵省の思召ニ入不申」との出納寮の指示にしたがったものであるが、この規定では「大蔵省中限、何用にかぎらず一家にて引請致間敷、両家内外共申合取扱可致。尤急々儀にて談示不行届候ハ、出役并詰合重役相談之上取計可申事」として、組合銀行の官金取扱業務を両組が共同で行うことを定めていた。ここには、旧為替方段階における各組の恣意的な官金取扱を排除しようとする、大蔵省側の意向が強く働いていたのである。

しかし、府県為替方を含む官金取扱業務を、第一国立銀行が開設された後においてもひき続いてそれぞれの私的な支配のもとに確保するためには、表面上合同の姿をとりながらも、実質的な分離営業が行われなければならなかったのである。銀行開設の場所をめぐる紛糾も、このような前期的資本側の要求を反映していたとみることができるであろう。そしてこの要求が、やがて国庫金出納の中央機関としての第一国立銀行の業務から府県為替方を分離して、それぞれの支配下に定着させることになるのである。

三井文庫所蔵史料に、三井、小野両組の間に取わかされたと思われる「諸出納扱方為取替規則」の草案がある。⁽⁷⁾以下に掲げるものである。

諸出納扱方為取替規則

- 一 銀行之儀は両家ニテ重役両三人宛差出シ、内規則申合之通、手堅ク取扱可申事。
- 一 銀行掛り御役所向并官員方之儀ニ付、諸入用等有之候節ハ、銀行より出銀可候事。
- 一 諸国出張先之儀、組合候てハ後日不都合を生し候時ハ、却て不和合之基ニ候間、互ニ申合、區別を立相動可申事。
- 一 諸御役所出納之儀も前同断之事。

但銀行にて取扱之義ハ別段之事。

一諸国出張先為替金之義ハ、互ニ取引致し可申候。尤金高五千円ヲ限り其余ハ正送ニ可致候。其時々相談致可申候事。

但五千円ニても日数一ヶ月ヲ越候得ハ互ニ利足式厘日歩之割合ヲ以、各地へ相払可申候事。

一新規御用ニ付出張所相設候ハ、為替手形并出張名代印鑑等、早速双方へ為取替置可申事。

一別紙絵図面之通、出張先々黒引朱引之通り為替取組可申候事。

一両家之中にて扱来候諸御役所向互ニ糺合申問敷候事。

右之通約定致候家上ハ互ニ申合、不都合無之様手堅く取扱可申。依之為取替書仍而如件

三月

三井組

小野組

小野善右衛門

三野村利左衛門

右の史料には年次を欠いているが、内容からみて七三年三月と判断される。この規則をさきの七二年八月付の両組申し合わせ規則と比較してみると、この規則制定のねらいは明瞭となるであろう。ここでは、第一国立銀行からの府県為替方の分離を前提として、官金取扱における責任の分担を明確にすることと、権利獲得のための競合を回避することに申し合わせの重点が移されているのである。この変化は、当初において大蔵省側が第一国立銀行に期待した、国庫金出納統一のための中央銀行樹立の構想が、両組の抵抗にあつて大きく転換せざるをえなかったことを反映している。この方針の変更は、府県為替方をそれぞれの蓄積基盤として確保しようとする特権的商人の要求への大蔵省官僚側の妥協——讓歩によるとみられよう。⁽⁸⁾

一八七三年六月第一国立銀行の成立にともなつて「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」が制定され、大蔵省の金庫出納事務は同行に移された。⁽⁹⁾そして七月五日大蔵省は一〇八号布達をもつて、「各府県為替方之儀ハ、大蔵省金銀取扱

向トハ自ラ異同有之、余難照準趣モ有之、旁右為換方取設之手続キ并規則トモ、別紙之通相達候間、是迄掛屋并為換方等取設有分并以往取設候分トモ、総テ右手続書之通早々施行可致」として府県為替方手續并切符規則を公布した。⁽¹⁰⁾このようにして府県為替方を通じて集められた租税金を、第一国立銀行を経て国庫に納入する体制が成立したのである。府県為替方ヲ設クル手續」によれば、各県の為替方は「各府県ニ在ル巨商豪商其多何人ヲ論セス、身元十分儲成者ヲ撰ヒ大蔵省ノ許可ヲ得テ之ヲ命ス可シ」とされていた。⁽¹¹⁾しかしこれらの府県為替方の大部分が三井、小野両組によってしめられていたことは周知の通りである。

以上みてきたごとく、井上財政のもとでの国立銀行制度の創設、なかんずく第一国立銀行の設立は、国庫金出納機構統一の課題と不可分の関係において進められた。これが廢藩置県以後の中央集権体制構築の重要な一環をなすものであることはいうまでもない。

しかし、このような目的のもとに成立した第一国立銀行は、この機能を充分に果しえたわけではなかった。小野組崩壊の後、一八七五年一月第一国立銀行総監役渋沢栄一は、これについて次のごとく述べている。⁽¹²⁾

栄一始メ此銀行ノ事ヲ掌理スルニ当リ、自ラ以為ク漸ヲ以テセサレハ成ラスト。如何トナレハ条例成規ノ遵由スヘキアルモ、併資ノ株主等ハ概ネ皆旧套ヲ株守スルノ陋見ヲ存シ、毫モ条例ノ何物タルヲ知ラス。而シテ其株主ト称スルモ、多クハ三井、小野両家ノ隸属タリ。故ニ其名ヲ以テ之ヲ評スレハ、純然タル併資ノ公司ニシテ、其状ヲ以テ之ヲ論スレハ、実ニ三井、小野合併ノ一局ナリ。況ヤ両家ノ商業トスル所ハ又銀行ニ異ナラサルニ付、後日弊害ノ生スルモ亦此ニ根由セサルヲ得ンヤ。

創立期の第一国立銀行が、このような性格を持たざるをえなかったのは、すでに述べたごとき同行成立の特殊な事情に規制されて、三井、小野両組が依然同行にたいして独立的存在を維持していたことよっている。そしてその重要な基礎の一つとして、国庫金出納における府県為替方の分離をあげることができるのである。

- (2) 「伊勢状留帳」三井文庫所蔵史料 本二一六〇。
- (3) 松本四郎「幕末・維新时期における経済的集中の史的過程」〔『歴史学研究』三二九号〕一一一ページ。
- (4) 「内番状留」三井文庫所蔵史料 本六二三、『稿本三井家史料』高福 一八三二ページ。
- (5) 本稿二二四ページ参照。三井文庫所蔵史料 追七七九、宮本又次「三井小野組合銀行について」〔『大阪大学経済学』第一六卷 三四ページ〕。
- (6) 『三井銀行八十年史』六八ページ以下参照。
- (7) 三井文庫所蔵史料 追一三六四。
- (8) もとより、府県為替方の分離の意味をこれだけで理解することはできない。これを分離せざるをえない事情は大蔵省の側にも認められるからである。たとえば地租金納制への移行を準備する上で重要な意味を持つ貢米買請業務の問題がある。七二年一〇月大蔵省は三井組、小野組、三菱社などに買請石代金納取扱の出願を命じている。（拙稿「政商保護政策の成立」〔三井文庫論叢』創刊号〕二〇八ページ参照）。このような地租改正期の地方的金融を円滑ならしめるためには、三井組、小野組などの既存の流通支配機構に依存せざるをえなかったのである。第一国立銀行は、その成立の特殊性によって活動範囲は東京、大阪などの都市に限定され、両組の地方組織を吸収併合することが出来なかった（前掲 拙稿二二一ページ）。ここでは詳しく検討する余裕はないので、いずれ稿を改めて論じることにした。
- (9) 『明治財政史』第四卷 一七ページ。
- (10) (11) 同右 第四卷 二六ページ。
- (12) 『第一銀行史』上巻 一九六ページ。